

FSC® 國際規格

國際標準指標 (IGI)

FSC-STD-60-004 V1-0 EN



原題 : International Generic Indicators

文書参照コード : FSC-STD-60-004 V1-0 EN

承認者 : FSC 理事会

問合せ先 : FSC International Center
- Policy and Standards Unit -
Charles-de-Gaulle-Str. 5
53113 Bonn, Germany

 +49-(0)228-36766-0

 +49-(0)228-36766-30

 policy.standards@fsc.org

© 2015 Forest Stewardship Council, A.C. All rights reserved.

FSC® F000100

著作権で保護された本文書を発行者の書面での許可なく、あらゆる様式、手段(複製、録画、録音、情報検索システムなどを含めた画像的、電子的、機械的手段)での加工、再発行を禁止する。

印刷されたものは閲覧利用のみに限定する。FSC ウェブサイト(www.fsc.org)で入手できる最新版の電子コピーを参照すること。

日本語版は FSC 国際本部の公式訳ではない。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとする。

国際標準指標(IGI)

FSC-STD-60-004 V1-0 EN

Forest Stewardship Council® (FSC® : 森林管理協議会) は独立した非営利、非政府組織で、環境的に適切で社会的便益を満たし、経済的に発展可能な世界の森林経営を推進している。

FSC のビジョンは世界の森林が社会的、生態的、経済的な権利を満たし、将来世代のニーズを妥協させることなく、現世代のニーズも満たすことである。

目次

- A** 目的
- B** 範囲
- C** 発効日
- D** 参照
- E** 序文
- F** 国際標準指標(IGI)

原則 1：法律の順守

附則 A：適用される法律、規則、批准している国際条例や合意に関する最小限の一覧

原則 2：労働者の権利と労働環境

附則 B：労働者のための教育訓練要求事項

原則 3：先住民族の権利

原則 4：地域社会との関係

原則 5：森林のもたらす便益

附則 C：生態系サービスに関する追加要求事項

原則 6：環境価値とその価値への影響

附則 D：保全地域網の概念図

原則 7：管理計画

附則 E：管理計画の要素

附則 F：計画とモニタリングの枠組みの概念

原則 8：モニタリングと評価

附則 G：モニタリング要求事項

原則 9：高い保護価値(HCV)

附則 H：高い保護価値(HCV)を維持するための戦略

原則 10：管理活動の実施

G 用語集

A 目的

本規格の目的は以下を意図した国際標準指標(IGI)を提供することである：

- ・ 原則と基準第 5-1 版(P&C V5-1)を国ごとに運用可能とする。
- ・ 世界中で原則と基準が一貫して実施されることを保証する。
- ・ FSC 制度の信頼性を向上および強化する。
- ・ 国内規格の一貫性と質を向上する。
- ・ 国内規格承認手続きの迅速化と効率化を図る。
- ・ 国内規格の存在しない国においては、暫定国内規格を認証機関による暫定規格の代替とする。

B 範囲

2015 年 3 月の第 68 回理事会において、国際標準指標(IGI)は、FSC 理事により国内規格策定の出発点となるべく文書として承認された。暫定国内規格(認証機関による暫定規格)については、IGI は義務的な文書である。

規格策定グループ(SDG)は規格策定者への指示を考慮し、またすべての国際標準指標について国の状況に対して適切となるよう「採用」「適応」「削除」「追加」のいずれかを選択しなければならない。

暫定国内規格を策定する認証機関は規格策定者への指示を考慮し、またすべての国際標準指標について国の状況に対して適切となるよう「採用」「適応」「削除」「追加」のいずれかを選択しなければならない。

FSC 規準文書の枠組みの一環として本規格は FSC-PRO-01-001 の手順に従い、周期的なレビューと改定の対象である。

C 発効日

承認日	2015 年 3 月 25 日
公開日	2015 年 6 月 1 日
発効日	2015 年 9 月 1 日
有効期限	2020 年 8 月 31 日(またはその前に置き換わるか、取り消されるまで)

D 参照

本文書の適用にあたり以下の参照文書が関連している。以下の文書で版番号がないものについては常に最新版(附則を含む)を参照する。

FSC-DIR-20-007	FSC 森林管理認証評価のディレクティブ
FSC-POL-01-004	組織と FSC との関係に関する指針
FSC-POL-20-003	認証範囲から除外される地域
FSC-POL-30-001	FSC 農薬方針
FSC-POL-30-401	FSC 認証およびILO 条約
FSC-POL-30-602	遺伝子組換え生物に関する FSC の解釈

FSC-PRO-01-001	FSC 規準文書の策定と改定
FSC-PRO-01-005	要請への対処
FSC-PRO-01-008	FSC 認証制度における苦情処理
FSC-PRO-01-009	FSC 認証制度における FSC との関係に関する指針についての苦情処理
FSC-PRO-60-006	国内基準の策定および FSC 原則と規準第 5-1 版へのトランスファー
FSC-STD-01-001	FSC 原則と基準
FSC-STD-01-002	FSC 用語集
FSC-STD-01-003	SLIMF 適用要件
FSC-STD-30-005	森林管理グループにおけるグループ事業体のための FSC 規格
FSC-STD-60-002	FSC 国内規格の構成と内容
FSC-STD-60-006	国内規格の策定と維持に必要な手続き
FSC-GUI-60-002	規格策定者のための SIR ガイド

E 序文

はじめに

本規格には FSC 国際標準指標(IGI)が含まれており、これは FSC 認証制度において重要な文書である。IGI は序文、10 の原則と関連する基準と指標、附則、規格策定者への指示、用語集により構成されている。

序文には FSC 認証に関心のあるすべての人にとって必要不可欠な情報が以下の項目の下で含まれている：

1. IGI の目的
2. IGI の策定経緯
3. 規模、強度、リスク(SIR)
4. 規格策定者への指示
5. 附則

原則と基準第5-1版またはIGIの用語集において定義が示されている用語については本文において斜体で書かれており、用語の後にアスタリスク(*)が付けられている。(ただし、以下の用語は使用回数が非常に多いため、本文にける斜体表記とアスタリスクの使用は行なっていない：

- ・基準(Criterion / Criteria)
- ・森林(Forest)
- ・指標(Indicator)
- ・規模・強度・リスク(Scale, intensity and risk)
- ・組織(The organization)
- ・原則(Principle)

1. IGIの目的

IGI は FSC 原則と基準第 5-1 版の各基準における各要素に対応した指標を定めている。これは FSC 制度におけるすべての地域規格および国内規格また暫定国内規格の策定やトランスファーのための共通した出発点となる文書である。

IGI は地域や国レベルに順応可能なように設計されている。順応のためのルールは FSC-STD-60-002(FSC 国内基準の構成と内容)および FSC-PRO-60-006(国内基準の策定およびFSC 原則と規準第 5-1 版へのトランスファー)において示されている。

2. IGI の策定経緯

IGI の策定は 2012 年 6 月に最初の会合が行われ、IGI 策定グループとして分会バランスのとれた 6 名の IGI ワーキンググループメンバー、6 つの地域の代表者からなる 8 名の技術専門家および認証機関の代表者 2 名が参加した。IGI 草案第 1-0 版は 2013 年 1 月に利害関係者のコンサルテーション用に公開され、IGI 草案第 2-0 版は 2014 年 2 月に利害関係者のコンサルテーションおよびフィールドテスト用に公開された。

草案第 1-0 版に対する利害関係者のフィードバックは個人、企業、その他組織、FSC ネットワークパートナーから寄せられ、合計で 200 近い数にのぼった。主な課題が特定され、その後の草案を策定する際のルールが通知された。2014 年に草案第 2-0 版に対するパブリックコンサルテーションとフィールドテストが完了し、IGI 最終版の策定が開始された。個人、企業、その他組織、FSC ネットワークパートナーから 300 近い一般のおよび具体的な指標や注に対するコメントが寄せられた。コメントは草案第 2-0 版に対するものだけでなく、より全体的な課題とテーマに対しても寄せられた。フィールドテストは 6 つの大陸の 6 箇所で 5 つの認証機関により実施された。これらのフィールドテストでは人工林、自然林、グループ認証およびコミュニティ管理森林がカバーされた。

IGI 草案最終版を策定する中で、2 回目のパブリックコンサルテーションとフィールドテストの結果は常に検討された。

パブリックコンサルテーションと平行してすべての FSC 地域においてワークショップが開かれた。この中で FSC スタッフと IGI グループメンバーがネットワークパートナーや SDG メンバーと共に IGI のパブリックコンサルテーションを各国で実施するサポートや利害関係者からのフィードバックを収集するための話し合いを行なった。

IGI グループは IGI の策定や合意のために数多くの電話会議と 5 回の対面による打合せを行った。最後の打合せは 2014 年 5 月末に行われ、その後 2014 年中かけて指標の質の確認、序文の策定、用語集の完成、規模、強度、リスク(SIR)ガイドラインの策定を行なった。これらは完成後 IGI グループに承認され、FSC 指針・規格委員会による最終判断に回された。

2014 年末に最終草案は最後の利害関係者によるレビューに回された。この最終レビューの目的は、IGI 最終草案と SIR ガイドラインが FSC 理事会の承認に回される前に利害関係者が確認をする機会を設け、ハイレベルのフィードバックをすることを可能とするためであった。

IGI と SIR ガイドラインの策定過程をまとめた報告書は寄せられたフィードバックとともに FSC 理事会へ提出され、FSC 理事会において意思決定がなされた。

本規格は 2015 年 3 月に FSC 理事会において承認された。

3. 規模、強度、リスク(SIR)

規模、強度、リスク(SIR)に関する FSC のコンセプトは規格策定者のための SIR ガイドライン(FSC-GUI-60-002 – 策定中)において示されており、IGI 全域に渡り適用される。規格策定者は、国内規格を策定する際に本ガイドラインを検討しなければならない。SIR ガイドラインの目的は下記を提供することである：

- 規格策定者が国内規格や暫定国内規格を策定する際に SIR をどのように扱うかを示した一般的な枠組み。
- 「規模」と「強度」に関して定義と一般的な閾値を示す。これらは規格策定者が国内における閾値を設定する際の出発点として利用できる。
- SIR が具体的に何を対象としているのかについて明確にする。SIR は主に管理活動の影響に関係しているが、中には組織に関わらない外部要因に関係していることもある。
- 何が潜在的なリスクであるか基準ごとの分析。

4. 規格策定者への指示

規格策定者への指示は国内規格の指標を策定する際に考慮されなければならない具体的な方向性を示している。各指示の強制度合いは ISO の「規定を表す言葉の表現形式」にならい、以下の通り用語に反映されている：

- 「～しなければならない」：指示に厳密に従わなければいけないことを示す。
- 「～することが望ましい」：複数の可能性の中から、特に適切であるものを推奨し、その他については特に言及も排除もしない。
- 「～してもよい」：規格の制約内で許容された手順を示す。
- 「～できる」：具象的、物理的、または因果関係などにより、可能であることや機能があることを示す。

指示の意図は以下の通りである：

- 人工林や自然林といった様々な管理区画における指標の適用性に関する明確化。
- 例えば原則 1、3、4 における法的および慣習的な権利に関する要求事項のように一連の指標の意図の説明。
- 例えば規準 1.6、2.6 と 4.6 における争議解決手続の適用性のように異なる原則と基準においてどのように指標が相互に影響しているかの説明。
- 「文化的に適切な方法での関与」、「生息域の特徴」、「利用可能な最も有効な情報」のように国ごとの順応が必要な用語とコンセプトの紹介。
- 国ごとの閾値またはベストプラクティスを加える必要性についてのアドバイス提供。

5. 附則

IGI(セクション F)には 8 つの附則が含まれており、これらは規格策定者に対して規格の特定の要求事項を満たすことを手助けする枠組みを提供している。

強制度合いは ISO の「規定を表す言葉の表現形式」にならない附則の冒頭にて「～しなければならない」、「～することが望ましい」のように用語に反映されており、また次の表にまとめられている：

附則	表題	規格策定者への強制度合い
原則 1 附則 A	適用される法律、規則、批准している国際条例や合意に関する最小限の一覧	規格策定者は附則 A にまとめられている適用される法律、義務的行動規範、国内や国内地域における合法のおよび慣習的な権利の表を 完成させなければならない 。この表は国内規格または暫定国内規格に 含めなければならない 。
原則 2 附則 B	労働者のための教育訓練要求事項	規格策定者は記載されている教育訓練要求事項が、規模、強度、リスクに応じた範囲で国内規格や暫定国内規格に含まれ、また国内や地域の教育訓練要求事項と整合することを 保証しなければならない 。 規格策定者は附則の要素を国内規格または暫定国内規格の指標に 取り入れてもよい 。
原則 5 附則 C	生態系サービスに関する追加要求事項	規格策定者は附則 C のすべての指標を 採用することが望ましい 。
原則 6 附則 D	保全地域網の概念図	規格策定者は保護地域網の設置に関する国や地域レベルの適切なガイダンスの策定を通知するために本図を 使用しなければならない 。
原則 7 附則 E	管理計画の要素	規格策定者は規模、強度、リスクに応じた範囲で国や地域の計画枠組みに沿った形で管理計画が作成されるよう、本附則の関連要素が含まれることを 保証しなければならない 。
原則 7 附則 F	計画とモニタリングの枠組みの概念	規格策定者は様々な管理計画文書やモニタリング文書の改定周期を通知するために本図を 使用してもよい 。
原則 8 附則 G	モニタリング要求事項	規格策定者は規模、強度、リスクに応じた範囲で国や地域のモニタリング方法に沿った形でモニタリング計画が作成されるよう、本附則の関連要素が含まれることを 保証しなければならない 。
原則 9 附則 H	高い保護価値(HCV)を維持するための戦略	規格策定者は HCV 維持のための管理戦略の策定を通知するために本附則を 考慮しなければならない 。

F 国際標準指標(IGI)

原則 1：法律の順守

組織は、すべての適用される法律*および国が批准*しているすべての国際条約や合意を順守しなければならない。(V4 原則 1)

規格策定者への指示：規格策定者は以下を実施しなければならない。

- 慣習的権利が土地の使用やアクセスを決定する場合、また適当な場合は、指標を加えて認証範囲の土地で活動を行なう権利が文書化されるよう保証すること。(指標 1.1.1)
- 土地の使用やアクセスに関する慣習的権利を認識・付与し、そうした権利が文書化される適切なプロセスを特定すること。(指標 1.2.1)
- 国レベルで資源を管理、使用する慣習的土地の使用権が存在するか特定し、指標(1.2.1)に組み込まれていることを保証すること。

慣習的権利は原則 3, 4 でも議論されている。

1.1 組織は、法的能力を有する*ものからその活動に対して文書による許可を得ており、疑義の対象となっていない登記(登録)*がされた合法的に定められた事業体でなければならない。(新規)

1.1.1 認証範囲に含まれる、合法的に認められた組織の活動は登記(登録)*されていて、登記(登録)は疑義の対象になっていない。

1.1.2 登記(登録)*は適切な手続きにより法的能力を有する*ものによりされている。

1.2 組織は、保有権*と使用権*を含む管理区画*の法的区分*を証明することができ、管理区画の境界が明確になっていなければならない。(V4 基準 2.1)

1.2.1 認証範囲の森林資源を管理、使用するための合法的*な保有権*は文書により証明可能である。

1.2.2 合法的*な保有権*は適切な手続きにより法的能力を有する*ものにより与えられている。

1.2.3 認証範囲に含まれる管理区画*の境界は現地で明確に印がつけられるか、地図上で示され、文書により明確にすることができる。

1.3 組織は、組織と管理区画*の法的区分*に従って、管理区画で活動する合法的*な権利を所有しており、適用される国や地域の法律*と規制、および行政上の要求事項に適合した活動を行わなければならない。合法的な権利には管理区画における林産物の収穫および/または生態系サービス*の供給が含まれる。組織はこれらの権利や法律、要求事項に関連した規定の税金や費用を支払わなければならない。(V4 基準 1.1、1.2、1.3)

規格策定者への指示：規格策定者は、附則 A に従い、適用される国・地域レベルの法律、義務的行動規範、合法的・慣習的権利の一覧を完成させなくてはならない。

1.3.1 管理区画^{*}におけるすべての活動は以下に適合して行われている：

- 1) 適用される法律^{*}、規則、行政上の要求事項
- 2) 合法的^{*}な権利および慣習的な権利^{*}
- 3) 義務的行動規範^{*}。

1.3.2 森林管理に関連する法的に規定された税金や費用はすべて迅速に^{*}支払われている。

1.3.3 管理計画^{*}に含まれる活動は適用される法律^{*}に適合するよう設計されている。

1.4 組織は、許可のない資源利用、違法な資源利用、違法居住、その他の違法行為から管理区画^{*}を体系的に守るための対策を検討、実施する、および/または監督機関と連携をしなければならない。(V4 基準 1.5)

規格策定者への指示：規格策定者は第三者が土地を所有している場合、および組織が監督機関、土地の所有者や他の利害関係者と協力して、あらゆる適当な手段で違法行為を防止する場合にも適用できる指標を作らなくてはならない。この基準では、組織が防御手段を講じることが必ずしも可能ではないことが認識されている。例えば、組織が土地の所有者でない場合や適当な合法的管理の権利をもたない場合などである。

森林管理区域を許可のない資源利用、違法な資源利用、違法居住や他の違法行為から守る方法は、事後の対処よりも予防することを重視する。これには次のようなものを含めてよい：

- 林道にはゲートを設ける、および/または高リスク地域へのアクセスを規制する。
- 一時的に設けられた作業道は伐採後閉鎖する。
- 違法な森林へのアクセスを発見、防止するため、林道を巡回する。
- 組織の合法的権利の範囲内で、速やかに違法行為を発見・規制するため、担当者指定したり、そのためのリソースを確保する。

1.4.1 違法または許可のない伐採、狩猟、釣り、罟、採取、居住やその他の許可のない行為からの保護^{*}措置が実施されている。

1.4.2 違法行為からの保護^{*}が自身ではない監督機関の法的責任下にある場合は、これら監督機関と連携をして違法行為や許可されていない行為を発見、報告、管理、阻止する仕組みが実施されている。

1.4.3 違法行為や許可されていない行為が発見された場合は、対策がとられ処理されている。

1.5 組織は、管理区画^{*}内から丸太が最初に販売される場所までの丸太の輸送と取引に関して、適用される国や地域の法律^{*}、国が批准^{*}している国際条約、義務的行動規範^{*}を順守しなければならない。(基準 1.1、1.3)

1.5.1 丸太が最初に販売される場所までの丸太の輸送と取引に関して、適用される国や地域の法律^{*}、国が批准^{*}している国際条約、義務的行動規範^{*}を順守している証拠がある。

1.5.2 ワシントン条約規定への適合が示されている。これには対象種の伐採、取引許可証の保有が含まれる。

1.6 組織は、成文法*や慣習法*の問題に関する争議*で、裁判をせずに迅速に*解決することができるものは、影響を受ける利害関係者*の関与の下*で特定・防止・解決しなければならない。(V4 基準 2.3)

規格策定者への指示：規格策定者は、争議解決手続の策定には積極的かつ文化的に適切な関与方法での争議の特定が必要であることを国内規格に含めなければならない。

権利を有する先住民族や地域社会の特定は、基準 3.1 と基準 4.1 に含まれている。資源管理や事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく同意は、基準 3.2 と基準 4.2 で対処されている。特別な場所の保護は、基準 3.5 および基準 4.7 で対処されている。伝統的な知識と知的財産の保護は、基準 3.6 と基準 4.8 で対処されている。

争議には、森林の保有権、土地の保有権をめぐる争い、伐採権の所有や使用权をめぐる争いなどの合法的、慣習的権利に関するものもある。

規格策定者は基準 7.6 の要求事項に従って文化的に適切な争議解決手続を実施するための方法を構築しなければならない。

基準 1.6 で扱う争議は合法的な保有権に関するものである。基準 2.6 で扱う争議は労働者からの苦情に関するものである。基準 4.6 で扱う争議は管理活動が地域社会や個人に与える影響に関するものである。

1.6.1 影響を受ける利害関係者*の文化的に適切な*方法での関与の下*で作成された、公開可能*な争議*解決手続を持っている。

1.6.2 適用される法律*または慣習法*の問題に関する争議*で、裁判をせずに解決することができるものは、迅速に*対応され、すでに解決済みかまたは争議*解決手続の中にある。

1.6.3 適用される法律*または慣習法*の問題に関する争議*の最新の記録が保管されている。これには以下が含まれる

- 1) 争議*解決のためにとられた一連の措置。
- 2) すべての争議*解決手続の結果。
- 3) 未解決の争議*と未解決の理由および解決のための方法。

1.6.4 以下の条件に該当する争議*がある場合は、施業が中止されている：

- 1) 規模が大きい争議*。
- 2) 期間が長い争議*。
- 3) 非常の多くの関係者が関わっている争議*。

1.7 組織は、金銭やその他のどのような汚職形態であろうと賄賂を渡すことや受け取ることをしないという公約を公表しなければならない。汚職防止法が存在する場合にはこれを順守しなければならない。汚職防止法が存在しない場合は、管理活動の規模と強度、また汚職のリスクに応じた汚職防止のための他の手段を実施しなければならない。(新規)

規格策定者への指示：この基準では、汚職が一般的に違法と見なされているものの、汚職に対する法令や規制を必ずしもすべての国が持っていないことを認識している。

汚職防止法および規制が有効ではない、または存在しない場合、規格策定者は汚職対策方法を含めなくてはならない。これには例えば組織が開発または公的、および民間の他組織と正式な反汚職協定を作成、またはそうした協定に参加し、金銭または他の形での贈収賄による汚職に関与しないことを宣言する声明を発表するなどの行為が挙げられる。

そのような問題を専門とする独立した第三者が、そうした声明に関連するパフォーマンスを監視する必要がある。

- 1.7.1 いかなる贈収賄行為にも関わらないことへの公約を含む方針が実施されている。
- 1.7.2 方針は関連する法令を満たすかそれ以上の効果がある。
- 1.7.3 方針は無償で公開可能*である。
- 1.7.4 贈収賄、強制的行為やその他の汚職は起こっていない。
- 1.7.5 汚職が起こった際には是正措置が取られている。

1.8 組織は、管理区画*の中で FSC の原則と基準および関連する指針や規格を長期*にわたり厳守することを示さなければならない。この公約は無償で公開可能*な文書に含まなければならない。(V4 基準 1.6)

- 1.8.1 方針実施権限のある個人により承認された方針には長期*にわたり FSC の原則と基準および関連する指針や規格に準じた森林管理を行うという公約が含まれている
- 1.8.2 方針は無償で公開可能*である。

原則 1 附則 A：適用される法律*、規則、批准*している国際条例や合意に関する最小限の一覧

1. 合法的*伐採権	
1.1 土地の保有権*と管理権	慣習的な権利*や土地の管理の権利を含む土地の保有権*に関する法令。これには保有権と管理権を取得するための合法的*な手続の使用が含まれる。また法律により求められるライセンスを含む組織の登記(登録)*や税務登録に関する法令も含まれる。
1.2 コンセSSION(伐採権所有地)ライセンス	森林コンセSSION(伐採権所有地)ライセンスの発行手続を規定した法令。これにはコンセSSION(伐採権所有地)ライセンスを取得するための合法的*な手続の使用が含まれる。贈収賄、汚職、縁故主義はコンセSSION(伐採権所有地)ライセンスに関して特によく知られる問題である。
1.3 管理計画と伐採計画	管理計画*に関する国または地域の法的要求事項。これには森林調査の実施、森林管理計画と関連する計画作成やモニタリング、影響評価、他の事業体へのコンサルテーションおよびこれらに関して法的能力を有する*管轄当局からの承認が含まれる。
1.4 伐採許可	伐採許可、ライセンスまたは特定の伐採施業に対するその他の合法的*文書の発行手続を規定した国または地方の法令と規制。これには許可を得るための行政手続の使用が含まれる。汚職は伐採許可の発行に関してよく知られる問題である。
2. 税金と手数料	
2.1 ロイヤルティ(ライセンス使用料)と伐採手数料の支払い	ロイヤルティ(ライセンス使用料)、立木買取り費用やその他の材積に基づく手数料のように、法的に要求されている森林伐採特有の手数料の支払いを対象とした法令。これには等級、材積、樹種の正しい分類に基づく手数料の支払いが含まれる。林産物の不正分類はよく知られた問題であり、分類を管理している担当者への贈賄行為を伴うことも多い。
2.2 消費税とその他の売上税	立木販売を含む販売される材にかかるあらゆる種類の税金を対象とした法令。
2.3 所得税と収益税	林産物の販売と伐採活動によりもたらされた収益に関する所得税と収益税を含む法令。このカテゴリーは木材の販売による所得にも関係するが、会社に一般的にかかるその他の税金は含まない。また給与の支払いに関する税金も関係ない。
3. 木材伐採	
3.1 木材伐採規制	伐採方法と技術に関するすべての法的要求事項。これには択伐、傘伐、皆伐、伐採地からの木材輸送、季節的な伐採制限などが含まれる。またこの要求事項には伐採面積の規制、伐採齢および/または伐採径の制限、伐採中に保護が必要なものなどが含まれることが多い。伐採活動の計画とモニタリングだけでなく、搬出道の敷設、林道建設、排水システム、橋なども考慮しなければならない。伐採活

	動に対して拘束力のあるあらゆる規制が考慮されなければならない。
3.2 保護地区と保護種	保護地区、許される森林利用および活動の範囲および/または希少種、危急種または絶滅危惧種とそれらの顕在的、潜在的な生息域*に関する国際的、国内および地域の条約、法律および規制。
3.3 環境に関する要求事項	環境価値*の特定および/または保護*に関する国内および地域の法律と規制。これには伐採に関するもの、伐採の影響を受けるもの、許容できる土壌へのダメージ、緩衝帯(バッファゾーン)の設定(例：河川沿い、開けた土地や繁殖場所)、伐採地の残存木の維持、伐採時期の季節的な制限、林業機械に対する環境要求、農薬*やその他の化学薬品の使用、生物多様性の保全*、空気の質、水質の保護*と復元*、娯楽設備の操作、林業以外の目的のインフラ*整備、鉱物探査および採鉱が含まれるが、これらに限られるものではない。
3.4 安全衛生	伐採活動に従事する作業員に対して法的に要求されている安全装備、安全な伐倒と運搬の実施、伐採地の周辺における保護*地帯の設定、使用される林業機械に関する安全要求事項、使用される化学薬品に関する法的安全要求事項。本項目において考慮されるべき安全衛生は森林内の作業に関する要求事項である（事務仕事や現場の森林作業に関係のない活動は除く）。
3.5 合法的*雇用	伐採作業に従事する個人の雇用に関する法的要求事項。これには契約、労働許可、強制加入保険、必要資格、その他の教育訓練に関する要件、天引きされる社会保険料と所得税が含まれる。また最低労働年齢と危険作業に関わる作業員の最低年齢、強制労働、差別、結社の自由に関する法令の順守についても対象である。
4. 第三者の権利	
4.1 慣習的な権利*	森林伐採活動に関する慣習的な権利*に関する法令。これには便益の割り当てや先住民族の権利が含まれる。
4.2 事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく同意*	伐採施業を担う組織への森林管理権と慣習的な権利*の移譲に伴う「事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく同意」を含む法令。
4.3 先住民族*の権利	先住民族の権利のうち、林業活動に関係するものを規定する法令。考慮に入れるべき側面には、土地の保有権*、特定の森林資源を使用し森林を舞台とした伝統的な活動を行う権利などがある。
5. 貿易と輸送	
注：本セクションは森林管理施業だけではなく、木材の加工や取引活動も含む。	
5.1 樹種、伐採量、等級の分類	伐採された材が、貿易と輸送に関してどのように樹種、材積、等級の分類がされるかを規定した法令。伐採された材の不正分類は法定の税金や手数料を減額または回避するためのよく知られた方法である。

5.2 貿易と輸送	必要なすべての貿易許可と輸送許可および森林伐採地からの木材輸送に伴い法的に求められる輸送書類を持たなければならない。
5.3 オフショア貿易と移転価格操作	オフショア貿易に関する法令。タックスヘイブン(租税回避地)にある関連企業とのオフショア貿易と移転価格操作は伐採国への法定の税金や手数料の支払いを回避するためによく知られた方法である。またこれが森林業者や伐採に関与する個人への贈賄行為の重要な資金源となっていると考えられる。多くの国では移転価格操作とオフショア貿易に関する法令を整備している。移転価格操作とオフショア貿易が国内で法的な規制を受けている場合にのみ本指標は該当する。
5.4 関税規制	輸出入ライセンスや製品分類(コード、数量、等級、樹種)を対象とする関税に関する法令。
5.5 ワシントン条約	ワシントン条約として知られている、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」の許可。
6. デューデリジェンス/デューケア	
6.1 デューデリジェンスやデューケアの手続	デューデリジェンス/デューケアを要求している法令。これには例えば申告義務および/または取引関係書類の保管義務が含まれる。
7. 生態系サービス	
	生態系サービス*に関する権利を規定した法令。これには慣習的な権利*および、生態系サービスに関する主張をして便益を得るための法的手続を含む管理権が含まれる。また生態系サービスの特定、保護、利用料に関する国や地域の法律も含まれる。これら法令には組織の登記(登録)*、税務登録、開発許可、観光を含めた生態系サービスの利用料や主張に関する法的要求事項も含まれる。

原則 2：労働者*の権利と労働環境

組織は、労働者*の社会的、経済的な満足感を高めるか、少なくとも維持しなければならない。(新規)

2.1 組織は、8つのILO基本条約に基づき、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言（1998年）」に示されている労働における基本的原則および権利を支持*しなければならない。(V4基準4.3)

規格策定者への指示：規格策定者は、8つのILO基本条約の要件に対応する国の法律・規則を特定しなくてはならない：

- 29号 強制労働に関する条約 1930
- 87号 結社の自由及び団結権の保護に関する条約 1948
- 98号 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約 1949
- 100号 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約 1951
- 105号 強制労働の廃止に関する条約 1957
- 111号 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約 1958
- 138号 就業の最低年齢に関する条約 1973
- 182号 最悪の形態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時行動に関する条約 1999

規格策定者は、ILO基本条約と国内規制の要求事項間のギャップを特定し、指標でこれらのギャップが組織によってどのように対処されるべきか説明しなければならない。

- 2.1.1 労働者*のための雇用慣行や雇用条件は、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言(1998年)において定義されている8つのILO基本条約に基づき、労働における基本的原則および権利を満たしている、または支持*している。
- 2.1.2 労働者*は関連する労働組織の原則に限定して、自らの選択した主題の労働組織を設立または加入することができる。
- 2.1.3 公式および非公式な労働組合*との団体交渉において合意された事項は実施されている。

2.2 組織は、雇用慣行、教育訓練の機会、契約の締結、関与*過程、管理活動において男女平等*を推進しなければならない。(新規)

規格策定者への指示：規格策定者は、雇用慣行、教育訓練の機会、契約の締結、関与過程、管理活動における男女平等に関する国の法律および規制を特定しなければならない。規格策定者は、この基準と国内規制の要求事項間のギャップを特定し、これらのギャップを埋めるためにどのような措置をとればよいのか記述した指標を作成しなくてはならない。これらのギャップを埋めるには、追加の制度が必要になる場合があり、例として次のものが挙げられる：

- キャリアを前進させるために必要なスキルを身につける教育訓練の機会を女性に与える。

- 指導者研修やリーダーシップ研修など、組織のすべてのレベルで女性の雇用を確保するために女性の支援プログラムを作る。
- 女性労働者の安全に賃金を受領することを保証するため、授業料の直接支払いなど、別の支払方法を作る。
- 子育て中の労働者のために労働時間を柔軟にし、学校がある期間は仕事を共有する、在宅勤務を採り入れるなど、職場のルールや慣行を柔軟にする。
- 男性が家族のために育児休暇を取ることを奨励する。
- 妊娠で体力を要する仕事ができない場合、賃金を低下させることなく、代わりの仕事を割り当てる。
- 未就学児のためのデイケア施設や妊娠中、授乳中の女性のための設備を設ける。

- 2.2.1 雇用慣行、教育訓練機会、契約締結、関与*過程、管理活動において男女平等*を推進し、男女差別を防ぐ仕組みが実施されている
- 2.2.2 雇用の機会は男性と女性で同じ条件で開かれており、女性はすべての雇用水準に積極的に参画できるように奨励されている。
- 2.2.3 女性が行うことが多い作業(苗畑作業、造林、非木材林産物の収穫、計量、梱包など)は男性が行なうことが多い作業と同様の水準で教育訓練および安全衛生のプログラム対象となっている。
- 2.2.4 同じ仕事をしている男女には賃金格差がない。
- 2.2.5 女性が安全に賃金を受領することを保証するために直接、お互いに合意された方法(銀行振込み、授業料の直接支払いなど)で賃金の支払いが行なわれている。
- 2.2.6 産後休業は出産から少なくとも 6 週間は与えられる。
- 2.2.7 育児休業は罰則なしに利用可能である。
- 2.2.8 会議、管理委員会、意思決定フォーラムは女性と男性が含まれるように組織され、女性も男性も積極的に参加するよう働きかけられている。
- 2.2.9 セクシャルハラスメントや性別、配偶者の有無、子供の有無、性的指向に基づく差別に関して内密かつ効果的に報告し、撤廃させる方法が存在している。

- 2.3 組織は、労働安全衛生上の危険から労働者*を守るために安全衛生活動を行わなければならない。この活動は森林管理の規模、強度とリスクに応じて実施され、林業労働における安全衛生に関する ILO 行動規範の推奨事項を満たすかそれ以上の水準でなければならない。(V4 基準 4.2)**

規格策定者への指示：規格策定者は、附則 A のセクション 3.4 で、林業労働における安全衛生に関する ILO 行動規範および ILO 条約 155 号労働安全衛生条約（1981）を満たす、またはその基準を超える国内の労働安全衛生に関する国の法律、規制を特定しなければならない。規格策定者は、この基準と国内規制の要求事項間のギャップを特定し、組織がどのようにこのギャップに対処したらよいのか記述しなければならない（指標 2.3.1）。

- 2.3.1 林業労働における安全衛生に関する ILO 行動規範を満たすか、それを超えるような安全衛生活動が企画され、実施されている。
- 2.3.2 労働者*が作業種に適した安全装備を持っている。

- 2.3.3 安全装備の装着が義務付けられている。
 - 2.3.4 事故の頻度、事故により失われた労働時間を含む安全衛生活動の記録が取られている。
 - 2.3.5 国内林業の平均水準と比較して事故の頻度と重篤性は常に低い。
 - 2.3.6 重大事故が発生した場合は、必要に応じて安全衛生活動の見直しがされている。
- 2.4 組織は、林業における最低水準の賃金または認められている林業界の賃金協定を満たすか、それ以上を支払わなければならない。生活賃金*が合法的*な最低賃金を超える場合は、生活賃金を満たすかそれ以上を支払わなければならない。このような賃金の指標が存在しない場合は、労働者*の関与の下*で生活賃金を決定する仕組みを持たなければならない。(新規)**

規格策定者への指示： 規格策定者は、林業界の標準賃金、他の林業賃金協定や生活賃金の指標を特定し、合法的な最低賃金よりも、どれがどのくらい高いか調べなければならない。このギャップ分析に基づき、規格策定者は、指標 2.4.2 と 2.4.3 を適応させること。

生活賃金については ISEAL が現在指標を作製中であるが、規格策定者は上記手法を用いて生活賃金を決定してもよい。

生活賃金を定義するための方法は基準 7.6 に従い、文化的に適切な方法でなければならない。

- 2.4.1 合法的な最低賃金が存在する場合、組織により支払われる賃金はいかなる状況でもこれを満たすか超えている。
 - 2.4.2 支払われる賃金は以下のいずれかを満たすか超えている：
 - 1) 林業における最低水準の賃金。
 - 2) 認められている林業界の賃金協定
 - 3) 合法的な最低賃金を超える生活賃金*。
 - 2.4.3 最低賃金の指標が存在しない場合は、労働者*および/または公式および非公式な労働組合*の文化的に適切な*方法での関与の下*で賃金を決定している。
 - 2.4.4 賃金、給与は遅延なく支払われている。
- 2.5 組織は、安全で効果的に管理計画*を遂行し、すべての管理活動を実施するために、労働者*が施業内容に応じた教育訓練を受けており、管理者の監督下にあることを示さなければならない。(V4 基準 7.3)**
- 2.5.1 労働者*が安全で効果的な管理計画*と管理活動の遂行に貢献するために、附則 B に則した、施業内容に応じた教育訓練を受けており、管理者の監督下にある。
 - 2.5.2 すべての労働者*について教育訓練の記録が保管されている。
- 2.6 組織は労働者*の関与の下*で作成された、労働者の苦情解決、業務上の疾病や負傷、ダメージを受けた資産の公正な補償*に関する仕組みを持たなければならない。(新規)**

規格策定者への指示：労働者の苦情には人種、性別または性的指向に関するものが多い。つまり、規格策定者は基準 7.6 の要求事項に従い、文化的に適切な関与方法で争議解決手続が定められることを保証する指標を策定しなければならない。(指標 2.6.1)。

- 2.6.1 労働者*の文化的に適切な*方法での関与の下*で作成された争議*解決手続がある。
- 2.6.2 労働者*の苦情は特定され、対応されすでに解決しているか争議*解決手続の中にある。
- 2.6.3 業務上の疾病や負傷*、損失を受けた資産に関する労働者*の苦情の最新の記録がある。これには以下が含まれる：
 - 1) 苦情解決のためにとられた一連の措置。
 - 2) 公正な補償*を含む、争議*解決手続の結果。
 - 3) 未解決の争議*と未解決の理由および解決のための方法。
- 2.6.4 労働者*の業務上の疾病や負傷*、損失を受けた資産については公正な補償*がされている。

原則 2 附則 B：労働者*のための教育訓練要求事項

規格策定者への指示：規格策定者は、以下の教育訓練要求事項が規模、強度、リスクに応じて国内規格および暫定国内規格に含まれ、既存の国または地方レベルの教育訓練の要件と合致することを保証にしなければならない。

規格策定者は本附則の関連要素を国内規格または暫定国内規格の指標に取り入れてもよい。

本附則の関連教育訓練要求事項の一覧は、国内規格または暫定国内規格の実施に関する特定の職務責任をもつ労働者*を対象としている（つまりすべての労働者が対象ではなく、職種ごとの責任者が対象）。

労働者*は教育訓練を受けることにより、以下を満たすようにならなければならない：

- 1) 適用される法的な要求事項に適合するように森林施業を実施する(基準 1.5)。
- 2) ILO の 8 つの基本条約の内容、意味と適用性について理解している(基準 2.1)。
- 3) セクシャルハラスメントや性別による差別を発見、報告することができる(基準 2.2)。
- 4) 健康被害を受けないために安全に有害物質を使用し、廃棄することができる(基準 2.3)。
- 5) 特別危険な作業や特別な責任が伴う作業を行う労働者*は、それを実施する責任を持つことができる(基準 2.5)。
- 6) 管理活動を行う上で、合法的*および慣習的な権利*を持つ先住民族*がいるか特定できる(基準 3.2)。
- 7) 「先住民族*の権利に関する国際連合宣言(UNDRIP)」および「原住民及び種族民条約(ILO 169 号条約)」の関係する要素を特定し、実施できる(基準 3.4)。
- 8) 先住民族*にとって文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別な意味を持つ場所を特定し、森林管理活動の開始前に、これらの場所への悪影響を防ぎ、保護するための対策を実施することができる(基準 3.5 および基準 4.7)。
- 9) 管理活動を行う上で地域社会*が持つ合法的*および慣習的な権利*を特定できる(基準 4.2)。
- 10) 社会、経済、環境影響評価*を行い、必要に応じて悪影響の低減策を講じることができる(基準 4.5)。
- 11) 宣言された生態系サービス*の維持・向上に関する活動の実施ができる(基準 5.1)。
- 12) 農薬*の使用や保管の扱いができる(基準 10.7)。
- 13) 廃棄物*の流出を除去する手順を実施できる(基準 10.12)。

原則 3：先住民族*の権利

組織は、先住民族*の所有および森林施業により影響を受ける彼らの土地、テリトリー*および資源に関する合法的*および慣習的な権利*を特定し、尊重*しなければならない。(V4 原則 3)

3.1 組織は、管理区画*内に存在する、または管理活動により影響を受ける先住民族*を特定しなければならない。その上で組織は、先住民族の関与の下*で、管理区画内における、彼らの保有権*、森林資源と生態系サービス*へアクセスし、使用する権利、慣習的な権利*、合法的権利、および義務を特定しなければならない。また、これらの権利について争われている場所、分野についても特定しなければならない。(新規)

規格策定者への指示：この基準では、管理区画からの利益、商品や生態系サービスを楽しむための公正で正当な主張を持つ先住民族を特定する必要がある。これには、長期にわたる使用事実に基づき土地、森林および他の資源への権利を主張する者、また（例えば、意識や社会的な力不足のために）主張を行っていない者も含まれる。

これらの権利主張を裏付ける文書や記録がない場合、規格策定者は、先住民族の権利や義務を特定し、それに同意し、文書化するのに文化的に適切な方法がとられることを保証するための指標を構築しなければならない。

規格策定者は、基準 7.6 の要求事項に従い、文化的に適切な方法で先住民族の権利と義務を特定及び文書化するための手法を開発しなければならない。

さらに、外部からの接触を嫌う伝統的地域社会については、指標 3.1.2 を編集することにより、孤立する権利も尊重されるべきである（ペルー、ブラジルなど）。

管理活動の影響を受ける先住民族には、森林管理区画に隣接するものおよび遠くに住んではいるが森林管理区画内の活動の結果として悪影響を受ける可能性があるものが含まれる。

先住民族との争議に対処する方法は、合法的保有権に関するものについては基準 1.6 の要求事項に従い、管理活動の影響に関するものは基準 4.6 の要求事項に従わなければならない。

3.1.1 施業により影響を受け得る先住民族*が特定されている。

3.1.2 3.1.1 で特定された先住民族*の文化的に適切な*方法での関与の下*で以下が特定され、文書化および/または地図化されている：

- 1) 保有権*に関する合法的*および慣習的な権利*。
- 2) 森林資源と生態系サービス*にアクセスし、使用*する合法的*または慣習的な権利*。
- 3) 先住民族*の持つ合法的*または慣習的な権利*と義務のうち管理活動に関係のあるもの。
- 4) これらの権利と義務を支持する根拠。
- 5) 先住民と行政、その他の個人、団体との間で権利について争議のある場所、分野。
- 6) 組織によりどのようにこれらの合法的*および慣習的な権利*(争議対象の権利を含めて)が守られているのかについての概要。

7) 管理活動に関する先住民族*の願望と目的。

- 3.2** 組織は、先住民族*が自身の権利、資源、土地とテリトリー*を保護するために必要な範囲内で、先住民族が管理区画*内または管理区画に関連して持つ森林管理に優先する合法的*および慣習的な権利*を認識、支持*しなければならない。先住民族による管理活動の第三者への委託の際には事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく同意*が必要である。(V4 基準 3.1、3.2)

規格策定者への指示：規格策定者は、国および地方レベルでの先住民族の積極的な関与と共同管理の適用性を考慮しなければならない(指標 3.2.1 および 3.2.4)。

- 3.2.1 先住民族*は、自身の権利、資源、土地とテリトリー*を保護するために必要な範囲内で、管理活動への変更を要望するためにいつ、どこで、どのように意見を述べることができるのか、文化的に適切な*関与*方法で伝えられている。
- 3.2.2 組織による先住民族*の合法的*および慣習的な権利*の侵害が行なわれていない。
- 3.2.3 管理活動に関する先住民族*の合法的*および慣習的な権利*が侵害されている根拠がある場合は状況が是正される。これは必要に応じて、文化的に適切な*関与*方法および/または基準 1.6 または 4.6 で要求されている争議*解決手続を通じて行なうこと。
- 3.2.4 先住民族*が持つ権利へ影響を与える管理活動の実施に先駆けて、以下の過程を経て先住民族から事前に十分な情報を与えられた上での自由意志に基づく合意*を得ている：
- 1) 資源について先住民族*が権利と義務を認識していることを保証している。
 - 2) 管理の委託が検討されている資源の経済的、社会的、環境的価値を先住民族*に伝えている。
 - 3) 先住民族*が自身の権利、資源、土地とテリトリー*を保護するために必要な範囲内で、提案されている管理活動について同意を保留または修正する権利があることを伝えている。
 - 4) 現在と今後計画されている森林管理活動について先住民族*に伝えている。

- 3.3** 管理活動の委託が生じた場合は、事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく同意*を経た上で、組織と先住民族*との間で拘束力のある契約*が締結されなければならない。契約には期間、見直し、更新、終了、経済的条件に関する規定およびその他の諸条件が明示されなければならない。また、契約には、組織が諸条件に従っているかを先住民族がモニタリングするための規定が盛り込まれること。(新規)

規格策定者への指示：規格策定者は、文化的に適切な関与方法に従って、先住民族が書面または自分の選択した別の形式で拘束力のある契約への批准を選択することができることを反映した指標を構築しなければならない。拘束力のある契約は文化的要求事項を反映するもので、先住民族が実用的または信条上の理由から書面上の協定を好まない場合には、口頭および信用に基づくものであることもある。先住民族は、独自の理由で事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく同意*をすること、ま

た管理を委託することを望まない場合もある。このような場合、先住民族は自らの選択する別の方法で管理活動への支持を示すことができる。

- 3.3.1 文化的に適切な*関与*方法で、事前に十分な情報を与えられた上での自由意志に基づく合意を通じて管理活動の委託が生じた場合は、拘束力のある契約*が締結されること。この契約には期間、見直し、更新、終了、経済的条件に関する規定およびその他の諸条件が含まれる。
- 3.3.2 拘束力のある契約*の記録が保持されている。
- 3.3.3 拘束力のある契約*には、組織が合意した諸条件に従っているか、先住民族がモニタリングするための規定が含まれている。

3.4 組織は、先住民族*の権利に関する国連宣言(UNDRIP) (2007)および原住民及び種族民条約 169(ILO 条約 169 号) (1989)の規定に従い、先住民族の権利、慣習、文化を認め、支持*しなければならない。(V4 基準 3.2)

規格策定者への指示：規格策定者は、先住民族の権利に関する国連宣言 (2007) と ILO 条約 169 号の要件が国内規格および暫定国内規格に含まれていることを保証しなければならない。この基準は先住民族の権利に関する国連宣言 (2007) と ILO 条約 169 号 (1989) に含まれる、先住民族の権利と先住民族と管理区画の慣習的、文化的、および精神的関係に関連する条項を参照している。

この基準は、国連宣言および/または ILO 条約 169 号を批准していない国・地域でも適用される。その結果、この基準の順守は、国や地域における組織の法的義務を超える場合がある。

この基準が法律に抵触する場合において、別の FSC の手順が適用される (FSC-STD-20-007 森林管理の評価を参照)。このような「矛盾」は、原則と基準と法令を同時に遵守することができない状況と定義される (情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)。このような「競合」は、それが同時に原則と基準と法律を遵守することはできない状況のように定義されている。この基準の場合には、ILO 条約 169 号の条項が 1 つ以上、特定の国内法令に矛盾している場合がそうした例となる。

- 3.4.1 先住民族*の権利に関する国連宣言 (UNDRIP) (2007)および原住民及び種族民条約 169(ILO 条約 169 号) (1989)に規定されている先住民族の権利、慣習、文化は組織により侵害されていない。
 - 3.4.2 先住民族*の権利に関する国連宣言(UNDRIP) (2007)および原住民及び種族民条約 169(ILO 条約 169 号) (1989)に規定されている先住民族の権利、慣習、文化が組織により侵害されている根拠がある場合、状況は記録される。記録には権利、慣習、文化を権利者が満足する水準まで回復*させるための工程が含まれる。
- 3.5 組織は、先住民族*の関与の下*、先住民族にとって文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別な意味を持ち、先住民族が合法的*または慣習的な権利*を持つ場所を特定しなければならない。これらの場所は組織とその経営層により認識され、先住民族の関与の下*で保護*されることが合意されなければならない。(V4 基準 3.3)**
- 3.5.1 先住民族*にとって文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別な意味を持ち、先住民族が合法的*または慣習的な権利*を持つ場所が、先住民族の文化的に適切な*方法での関与の下*で特定されている。
 - 3.5.2 先住民族*の文化的に適切な*方法での関与の下*で、このような場所を保護*する方法が合意され、文書化された上で実施されている。このよう

な場所を地理的に特定し、文書化または地図化することにより、これらの価値が脅かされるもしくはこれらの場所が保護しにくくなる恐れがあると先住民族が判断した場合は、その他の方法を使用すること。

- 3.5.3 文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別な意味を持つ場所が新たに発見された場合は、*国や地域の法律**に従った保護方法が先住民族との間で合意されるまでは、近隣での管理活動は中断されている。

3.6 組織は先住民族*が伝統的知識*を守り、使用する権利を支持*し、組織がそれらの伝統的知識や知的財産*を使用する際は先住民族に補償をしなければならない。また使用する際には、事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく同意*を通じて組織と先住民族の間で基準 3.3 のような拘束力のある契約*を締結しなければならない。またこれは知的財産権の保護*制度と調和していなければならない。(新規)

- 3.6.1 *伝統的知識**や*知的財産**は保護され、それらの保有者との間で事前に十分な情報を与えられた上での自由意志に基づく合意*がされ、拘束力のある契約*が締結された場合のみ組織により使用されている。

- 3.6.2 *事前に十分な情報を与えられた上での自由意志に基づく合意**を通じて得られた拘束力のある契約*に従い、先住民族*の*伝統的知識**や*知的財産**の使用に関して先住民族は補償されている。

原則 4：地域社会との関係

組織は、**地域社会***の社会的、経済的な満足感を高めるか少なくとも維持できるように貢献しなければならない。(V4 原則 4)

4.1 組織は、**管理区画***内の地域社会および管理活動により影響を受ける地域社会を特定しなければならない。その上で組織は、**地域社会の関与の下***、**地域社会が管理区画内で持つ保有権***、**森林資源と生態系サービス***にアクセスし、使用する権利、**慣習的な権利***、**合法的な権利**および義務を特定しなければならない。(新規)

規格策定者への指示：この基準では、森林管理区画からの利益、商品や生態系サービスを享受するための公正で正当な主張を持つ地域社会を特定する必要がある。これには、長期にわたる使用事実に基づき土地、森林および他の資源への権利を主張する者、また（例えば、意識や社会的な力不足のために）主張をしていない者も含まれる。

管理活動の影響を受ける地域社会には、森林管理区画に隣接するもの、および遠くに住んではいるが森林管理区画内の活動の結果として負の影響を被る可能性があるものが含まれる。

地域社会との争議に対処する方法は、合法的保有権に関するものについては基準 1.6 の要求事項に従い、管理活動の影響に関するものは基準 4.6 の要求事項に従わなければならない。

- 4.1.1 **管理区画***内の**地域社会***および管理活動により影響を受け得る地域社会を特定している。
- 4.1.2 4.1.1 で特定された**地域社会***の文化的に適切な**方法での関与の下***で、以下が文書化および/または地図化されている：
 - 1) **保有権***に関する**合法的***および**慣習的な権利***。
 - 2) 森林資源と**生態系サービス***にアクセスし、**使用***する**合法的***または**慣習的な権利***。
 - 3) **地域社会***の持つ**合法的***または**慣習的な権利***と義務のうち管理活動に関係のあるもの。
 - 4) これらの権利と義務を支持する根拠。
 - 5) **地域社会と行政、その他の個人、団体との間で権利について争議のある場所、分野。**
 - 6) 組織によりどのようにこれらの**合法的***および**慣習的な権利***(争議対象の権利を含めて)が守られているのかについての概要。
 - 7) 管理活動に関する**地域社会***の願望と目的。

4.2 組織は、**地域社会***が自身の権利、資源、**土地とテリトリー***を保護するために必要な範囲内で、**地域社会が管理区画***内または**管理区画に関連して持つ森林管理に優先する合法的***および**慣習的な権利***を認識、**支持***しなければならない。**地域社会による管理活動の第三者への委託の際には事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく同意***が必要である。(V4 基準 2.2)

規格策定者への指示：規格策定者は、事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく同意が管理区画内で既存の合法的または慣習的権利をもつ地域社会にのみ与

えられていることを確認するための指標を構築しなければならない。地域社会の事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく同意の範囲は、管理区画内での権利と施業がそれらの権利に影響を及ぼす範囲に限られている。

- 4.2.1 地域社会*は、自身の権利、資源、土地とテリトリー*を保護するために必要な範囲内で、管理活動への変更を要望するためにいつ、どこで、どのように意見を述べることができるのか、文化的に適切な*関与*方法で伝えられている。
- 4.2.2 地域社会*が持つ森林管理に優先する合法的*および慣習的な権利*は組織によって侵害されていない。
- 4.2.3 管理活動に関する地域社会*の合法的*および慣習的な権利*が侵害されている根拠がある場合は状況は是正される。これは必要に応じて、文化的に適切な*関与*方法および/または基準 1.6 または 4.6 で要求されている争議*解決手続を通じて行なうこと。
- 4.2.4 地域社会*が持つ権利へ影響を与える管理活動の実施に先駆けて、以下の過程を経て地域社会から事前に十分な情報を与えられた上での自由意志に基づく合意*を得ている：
- 1) 資源について地域社会*が権利と義務を認識していることを保証している。
 - 2) 管理の委託が検討されている資源の経済的、社会的、環境的価値を地域社会*に伝えている。
 - 3) 地域社会*が自身の権利、資源、土地とテリトリー*を保護するために必要な範囲内で、提案されている管理活動について同意を保留または修正する権利があることを伝えている。
 - 4) 現在と今後計画されている森林管理活動について地域社会*に伝えている。
- 4.3 組織は、管理活動の規模、強度に応じて差支えない範囲*で地域社会*、請負業者、供給業者に対して雇用の機会、教育訓練その他のサービスを提供しなければならない。(V4 基準 4.1)
- 4.3.1 地域社会*、請負業者、供給業者に対して差支えない範囲*の以下の機会が伝えられた上で提供されている：
- 1) 雇用。
 - 2) 教育訓練。
 - 3) その他のサービス。
- 4.4 組織は管理活動の規模、強度と社会経済的な影響力に応じて、地域社会の関与の下*、地域社会*の社会経済的な発展に貢献する更なる活動を行わなければならない。(V4 基準 4.4)
- 4.4.1 地域社会*やその他の関係機関の文化的に適切な*方法での関与の下*で、地域の社会経済的な発展の機会が特定されている。
- 4.4.2 管理活動の社会経済的な影響力に応じた範囲で、地域の社会経済にメリットのあるプロジェクトや活動が実施および/またはサポートされている。

- 4.5 組織は、地域社会*の関与の下*、管理活動が地域に与える社会、環境、経済的な深刻な悪影響を特定、回避、低減する活動を実施しなければならない。実施される活動の規模は森林管理の規模、強度と悪影響のリスクに見合っていないなければならない。(V4 基準 4.4)**

規格策定者への指示：この基準は、例えば、輸送サービスや、会社店舗を組織の従業員のみならず地元の人にも開放するなど、組織が地域社会にサービスを提供し、それによって地元企業が提供するサービスと競合することを禁止するものではない。

規格策定者は、地域社会に対して生じた社会的、経済的悪影響を低減する責任の程度を定義する指標を作成しなければならない。

- 4.5.1 地域社会*の文化的に適切な*方法での関与*の下、管理活動が地域に与える社会、環境、経済的な深刻な悪影響を特定、回避、低減するための手法が実施されている。

- 4.6 組織は地域社会*の関与の下*、組織の管理活動が与えた影響に関して地域社会や個人の苦情を解決し、公正な補償*を行う仕組みを持たなければならない。(V4 基準 4.5)**

規格策定者への指示：規格策定者は基準 7.6 の要求事項に従い、文化的に適切な争議解決手続を実施するための手法を構築しなければならない。

- 4.6.1 地域社会*の文化的に適切な*方法での関与*の下で作成された公開可能な争議*解決手続を持っている。

- 4.6.2 管理活動が与えた影響に関する苦情は迅速に*対応されすでに解決済みかまたは争議*解決手続の中にある。

- 4.6.3 管理活動が与えた影響に関する苦情の最新の記録が保管されている。これには以下が含まれる：

- 1) 苦情解決のためにとられた一連の措置。
- 2) 地域社会*と個人への公正な補償*を含む、すべての争議*解決手続の結果。
- 3) 未解決の争議*と未解決の理由および解決のための方法。

- 4.6.4 以下の条件に該当する争議*がある場合は、施業が中止されている：

- 1) 規模が大きい争議*。
- 2) 期間が長い争議*。
- 3) 非常の多くの関係者が関わっている争議*。

- 4.7 組織は、地域社会*の関与の下*、地域社会にとって文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別な意味を持ち、地域社会が合法的*または慣習的な権利*を持つ場所を特定しなければならない。これらの場所は組織とその経営層により認識され、地域社会の関与の下*で保護*されることが合意されなければならない(新規)。**

- 4.7.1 地域社会*にとって文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別な意味を持ち、地域社会が合法的*または慣習的な権利*を持つ場所が地域社会の文化的に適切な*方法での関与*の下で特定されている。また組織はこれらの場所を認識している。

- 4.7.2 地域社会*の文化的に適切な*方法での関与*の下で、このような場所を保護*する方法が合意され、文書化された上で実施されている。このような場所を地理的に特定し、文書化または地図化することにより、これらの価値が脅かされるもしくはこれらの場所が保護*しにくくなる恐れがあると地域社会が判断した場合は、その他の方法を使用すること。
- 4.7.3 文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別な意味を持つ場所が新たに発見された場合は国や地域の法律*に従った保護方法が地域社会*との間で合意されるまでは、近隣での管理活動は中断されている。
- 4.8 組織は、地域社会*が伝統的知識*を守り、使用する権利を支持*し、組織がそれらの伝統的知識や知的財産*を使用する際は地域社会に補償をしなければならない。また使用する際には、事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく同意*を通じて組織と地域社会の間で基準 3.3 のような拘束力のある契約*を締結しなければならない。またこれは知的財産権の保護*制度と調和していなければならない。(新規)**
- 4.8.1 伝統的知識*や知的財産*は保護され、それらの保有者との間で事前に十分な情報を与えられた上での自由意志に基づく合意*がされ、拘束力のある契約*が締結された場合のみ組織により使用されている。
- 4.8.2 事前に十分な情報を与えられた上での自由意志に基づく合意*を通じて得られた拘束力のある契約*に従い、地域社会*の伝統的知識*や知的財産*の使用に関して地域社会は補償されている。

原則 5：森林のもたらす便益

組織は、**経済的な継続性***と、環境や社会が享受しているさまざまな便益を**長期的に**維持、向上できるよう、**管理区画***から得られる多様な林産物やサービスを効果的に管理しなければならない。**(V4 原則 5)**

5.1 組織は、地域経済の活性化のために、管理活動の規模と強度に応じた範囲で、**管理区画***に存在する多様な資源や生態系サービス*を基とした多様な林産物および/または便益を特定し、生産、利用するか生産、利用が可能となるようにしなければならない。**(V4 基準 5.2、5.4)**

規格策定者への指示：本規格における**管理目標**という用語の使い方についての説明は**基準 7.1**に含まれている。

規格策定者は、組織の**主な管理目標**が**保全**または**保護**となり得ることも考慮することが望ましい。

- 5.1.1 地域経済を活性化、多様化できる多様な資源と生態系サービス*が特定されている。
- 5.1.2 地域経済を活性化、多様化するために、**管理目的***に合致する限り、多様な林産物と便益が組織により生産・利用されているか、他者による生産・利用が可能となるようにしている。
- 5.1.3 組織が生態系サービス*の維持および/または向上に関して FSC 商標を用いた広告宣伝のための主張を行う場合は**附則 C**の追加要求事項に従っている。

5.2 組織は、**管理区画***からの林産物の収穫とサービスの利用を、それらが持続できる水準以下に抑えなければならない。**(V4 基準 5.6)**

規格策定者への指示：規格策定者は、**事前の分析**が全くまたはほとんど完了していない場合および/またはデータが乏しいまたは存在していない場合、どのようにして**丸太伐採量分析**を完了すればよいか、**小規模林家**に明確な方向性を提示しなければならない(**指標 5.2.1、5.2.2**)。また規格策定者は、森林の生産性に関する適切な空間的・時間的規模を決定しなくてはならない。

規格策定者は、大規模な、地域に分散している**管理区画**における伐採が、年ごとに1つのサブ区画または特定の樹種に集中して行われ、規格の他の側面への順守状況が損なわれないことを保証するための**指標**を構築しなければならない。

規格策定者は、利用可能な最も有効な情報が要求されている**指標**(**基準 5.2、6.1、6.4、6.5、6.10、9.1、9.2**)について、具体的にそれらを特定しなければならない。規格策定者への指示において**基準レベル**で用意されている一覧は模索すべきデータ例(**基準 5.2**)または利用可能な最も有効な情報の情報源(**基準 6.1、原則 9**)である。

規格策定者は**5.2.1**および**5.2.4**で組織が使用しなければならない**利用可能な最も有効な情報**を特定しなければならない。以下は例である：

- 最新の成長量と収穫量の情報。
- 最新の蓄積量のデータ。
- 枯死ならびに火災、病虫害などの自然撓乱による材積と面積の減少。
- この規格内の他のすべての要求事項を満たすための材積と面積の減少。

組織は、この規格の他の全ての要件が満たされていること、および 10 年間平均の伐採量が 10 年間の可能伐採量を超えない条件の下、1 年間に年間可能伐採量以上の量を伐採してもよい。10 年の時間枠は初期設定値であり、違う値を使う場合は国レベルで正当化されなければならない。規格策定者は、森林の伐採周期や既存の計画周期に基づいて、適切な期間を国レベルで定義しなくてはならない。

規格策定者は、可能伐採量を超える一時的および突発的な年間伐採量の根拠となる、壊滅的な自然災害（例えば風害、火災、虫害）による攪乱や森林復元の目的を特定してもよい。

規格策定者は、非木材林産物の収穫が環境価値を脅かすことがないように、国や地域で管理活動によって脅かされる可能性のある非木材林産物を特定しなければならない。

狩猟、釣り、採取の規制と管理は基準 6.6 で扱われている。違法な狩猟、釣り、採取の管理は基準 1.4 で扱われている。

- 5.2.1 丸太伐採量*は成長量、収穫量、森林の蓄積、枯死割合、生態系機能*維持に関する利用可能な最も有効な情報*の分析結果に基づいている
- 5.2.2 丸太伐採量*分析に基づき、丸太の最大年間可能伐採量が決定されている。これは成長量を上回らず、丸太の収穫が持続できる水準以下である。
- 5.2.3 実際の丸太の年間伐採量が記録されており、定められた期間の伐採量が 5.2.2 で定めた可能伐採量のその期間合計分を超えていない。
- 5.2.4 組織の管理下での商業的なサービスの利用と非木材林産物*の収穫について、持続できる利用量水準、収穫量水準が計算されており守られている。持続できる利用量、収穫量水準は利用可能な最も有効な情報*に基づいている。

5.3 組織は、管理計画*が正の外部性*と負の外部性*を含んでいることを示さなければならない。(V4 基準 5.1)

規格策定者への指示：管理活動の社会的・環境的費用と便益は多くの場合、会計処理されず、外部性と呼ばれる。原則と基準で必要とされた場合、負の影響を予防、軽減、復元または補償する必要がある、この外部性は費用につながることもある。

規格策定者は、組織が管理区画の適切な財務計画と費用計算を行うことを保証するための指標を構築しなければならない。基準 5.5 も参照。

- 5.3.1 管理活動に付随して発生する社会、環境的な悪影響を防止、回避または補償するための費用が定量化されており、管理計画*内で文書化されている。
- 5.3.2 管理活動に付随して発生する社会、環境的な好影響により得られる便益は特定され管理計画*に含まれている。

5.4 組織は森林管理の規模、強度とリスクに適した、かつ組織の要求に沿う範囲で地元の加工施設、サービス、付加価値づけ施設、サービスを利用しなければならない。このような施設、サービスが地元が存在しない場合、組織は差支えない範囲*でこれらが地元で開設されるよう努力しなければならない。(V4 基準 5.2)

規格策定者への指示：規格策定者は本基準における「地元」の定義を作成しなければならない。本基準の意図は組織が直接の雇用を超えて、より社会経済的な便益に貢献することである。望ましい結果としては組織による地元サービスや製品の購入、またはそれらの地元開設サポートにより地域経済が刺激されることである。地元サービス

ス提供者がいる場合、優先順位としては、他の地域のサービス提供者を利用する前に、地元の業者をサポートすることである。

- 5.4.1 他の地域と比較して費用、品質、生産能力が劣らない場合、地元の製品、サービス、加工施設、付加価値づけ施設が利用されている。
- 5.4.2 地元の製品、サービス、加工施設、付加価値づけ施設が利用できない場合、組織は差支えない範囲でこれらが地元で開設されるよう努力し、奨励している。

5.5 組織は森林管理の規模、強度とリスクに応じた範囲で、計画書や支出を通じて長期的な経済的な継続性*への確約を示さなければならない。(V4 基準 5.1)

規格策定者への指示：この基準で言及されている支出には、例として以下のものに関連する費用が含まれている：

- 資源の搾取(過剰開発)または基準 5.2 に従い管理区画内の最も貴重な種の過度の選択的収穫に対する予防的措置。
- 原則と基準で必要とされる負の外部性の予防、軽減、または補償(基準 5.3 参照)。

- 5.5.1 本規格への適合と長期的な経済的な継続性*を保証するため、管理計画*を実施するために必要な資金が計上されている。
- 5.5.2 本規格へ適合と長期的な経済的な継続性*を保証するため、管理計画*を実施するために必要な支出と投資がされている。

原則 5 附則 C：生態系サービス*に関する追加要求事項

規格策定者への指示：規格策定者は附則 C の一覧のすべての指標を採用することが望ましい。

生態系サービスの認証にはこの規格内の他のすべての要求事項が依然として適用される。生態系サービスの主張をし、支払いを受けるのは任意である。この附則および付随する規範文書、ガイダンス文書には、より良い市場アクセスを得、生態系サービスの支払いを得るための宣伝の根拠として、生態系サービスの維持を認証するための要求事項と方法の説明が記載されている。

環境価値のための管理およびモニタリング活動と、生態系サービスのためのそれらとは重なる部分がある。組織が、生態系サービスの維持および/または向上についての FSC 広告宣伝主張をする際は、その主張の信頼性と影響の実証性を確保するため、管理とモニタリングに関する追加要件が適用されなければならない。

生態系サービスの維持と向上についての FSC ガイダンス（作成予定）は、生態系サービスを維持、向上させるため、そうしたサービスの特定、管理戦略と活動へのガイダンスを示している。

森林管理が生態系サービスへ与える影響評価のための FSC 手順（作成予定）には、生態系サービスの維持および/または向上するための活動の成果と影響を評価するための要求事項について説明が書かれている。この手順はまた、FSC 商標の要求事項に従い、影響評価の結果がどのように組織による生態系サービスの FSC 広告宣伝主張の根拠として使われるべきかを説明している。

規格策定者は、国または地域レベルでの指標の作成の土台として、以下の一般指標を使用しなければならない。

I. 一般指標

- 1) 公開可能な生態系サービス認証文書が作成され、これには以下のすべての要素が含まれている：
 - i. 広告宣伝のための主張がされている、もしくはされる予定である生態系サービスの宣言。
 - ii. 宣言された生態系サービスの現在の状況の記述。
 - iii. 宣言された生態系サービスを管理、利用するおよび/または支払を受け取るための合法的な保有権。
 - iv. 宣言された生態系サービスの維持および/または向上に関する管理目的*。
 - v. 宣言された生態系サービスの維持および/または向上に関する検証可能な目標*。
 - vi. 宣言された生態系サービスに関する管理活動と戦略。
 - vii. 宣言された生態系サービスに貢献する管理区画*内外の区域
 - viii. 管理区画*内外に存在する、宣言された生態系サービスにとっての脅威となるもの。
 - ix. 管理区画*外に存在する、宣言された生態系サービスにとっての脅威を低減するための管理活動の記述。
 - x. 管理区画*内外で宣言された生態系サービスに対して行なっている管理活動の影響を評価するための手法の記述。この手法は森林管理が生態系サービスへ与える影響評価のための FSC 手順に基づく。
 - xi. 宣言された生態系サービスを維持、向上させるために行なわれている管理活動と戦略に関するモニタリング結果の記述。
 - xii. 宣言された生態系サービスへの脅威および管理活動の影響評価結果の記述。
 - xiii. 宣言された生態系サービスに関する活動に関わるコミュニティとその他組織の一覧。
 - xiv. 宣言された生態系サービスに対する文化的に適切な*方法での先住民族*及び地域社会*の関与*の概要。これには原則 3 と原則 4 に則り、生態系サービスへのアクセス、利用、便益共有が含まれる。
- 2) 影響評価結果は、宣言された生態系サービスを維持および/または向上させるための検証可能な目標*が満たされているか、それ以上の効果をあげていることを示している。
- 3) 影響評価結果は、管理区画*の内外で宣言された生態系サービスに対して実施されている管理活動が何も悪影響を与えていないことを示している。

II. 管理指標

規格策定者への指示：各特定の宣言された生態系サービスにつき、以下の管理指標を国または地域レベルでの指標作成の土台として使用しなければならない。

A. すべてのサービス

- 1) すべての生態系サービス*の管理指標は以下を保証する：
 - i. 泥炭地*は排水されない。
 - ii. 湿地*、泥炭地*、サバンナ、自然草原*は人工林*やその他のいかなる土地利用へも転換されない。
 - iii. 以下の場合を除き 1994 年 11 月以降に湿地*、泥炭地*、サバンナ、自然草原*から人工林*へ転換された場所は認証されない：
 - a) 組織には直接的にも間接的にも転換の責任がなかったことを明確にかつ十分示すことができる。または
 - b) 転換により管理区画*に追加的に明確に多大かつ安全で長期にわたる保全*面でのメリットがもたらされた。および
 - c) 1994 年 11 月以降に人工林*に転換された面積が管理区画*の 5%未満である。
 - iv. 特定された高い保護価値(HCV)の維持地域*を維持および/または向上させるための管理戦略と活動の効果について、組織とは独立した博識な専門家が検証している。

B. 炭素隔離と炭素貯蔵

- 1) 炭素隔離と炭素貯蔵について広告宣伝のための主張を行う場合は、原則 6 と原則 9 における環境価値*の維持のための要求事項に加えて、以下が示されなければならない：
 - i. 生態系サービスの維持と向上についての FSC ガイダンスに従い、森林が炭素貯蔵のために保護されていることが確認されている。
 - ii. 生態系サービスの維持と向上についての FSC ガイダンスに示されているような森林保護および低インパクト伐採を含めた活動を通じて、管理活動は森林の炭素貯蔵量を維持、向上または復元*させている。

C. 生物多様性*の保全*

- 1) 生物多様性*保全*について広告宣伝のための主張を行う場合は、原則 6 と原則 9 における生物多様性*保全*の条項に加えて、以下が示されなければならない：
 - i. 管理活動は以下両方を維持、向上または復元*させている
 - a) 希少種*や危急種*およびそれらの生息域*。これらの生存のための保全地帯、保護区*、生息域*間の接続性*やその他の直接的な方法を含む。
 - b) 自然景観の特徴。森林の多様性、構成や構造を含む。
 - ii. 保全地域網*および管理区画*の外にある保全地域が以下をすべて満たす：

- a) 管理区画*に存在するすべての環境価値*を代表する。
 - b) 自然のプロセスを妨げない程度に十分なサイズ、機能性と接続性*を持つ。
 - c) 焦点生物種*、希少種*、危急種*を代表するすべての生息域*が含まれる。
 - d) 地域の希少種*、危急種*を含む焦点生物種*の維持に必要な数を支えられるだけのサイズ、機能的な接続性*および生息域*がある。
- iii. 保全地域網*が十分であるかどうかは組織と独立した博識な専門家が確認する。

D. 水源涵養機能

- 1) 水源涵養機能について広告宣伝のための主張を行う場合は、原則 6 の水を保護するための措置や原則 10 の自然災害*の影響を軽減するための措置に加えて以下が示されなければならない：
 - i. 評価(アセスメント)により以下が特定される：
 - a) 恒常的および季節的な湖沼*、河川*、および帯水層*を含む水文学的特徴と接続性。
 - b) 管理活動によって影響を受ける可能性がある管理区画*内外の地域社会*や先住民族*の水需要。
 - c) 水資源が逼迫*・欠乏*している地域。
 - d) 組織と、他の使用者による水の消費状況。
- 2) 恒常的および季節的な湖沼*、河川*や帯水層*を維持、向上、または復元*するための措置がとられている。
- 3) 化学物質、廃棄物*や土壌流出物が、湖沼*、河川*や帯水層*に排出されていない。
- 4) 水と衛生に対する人権に関する国連総会決議の定義に従い、管理活動と戦略は水資源への普遍的アクセスを尊重している

E. 土壌保全

- 1) 土壌保全について広告宣伝のための主張を行う場合は、原則 6 と原則 10 の土壌に関する措置に加えて以下が示されなければならない：
 - i. 薄い土壌、水はけが悪く浸水しやすい土壌、凝固しやすい土壌、不安定になり浸食されやすく流出しやすい土壌など、脆弱またはリスクの高い土壌が特定されている。
 - ii. 土壌の凝固、浸食、土砂災害を少なくする措置が実施されている。
 - iii. 土壌の肥沃度と安定性を維持、向上、または復元するための管理活動。
 - iv. 化学物質と廃棄物*が土壌に排出されていない。

F. 娯楽機能

規格策定者への指示：規格策定者は、娯楽機能について広告宣伝のための主張をしようとしている組織が、地元で供給された製品やサービスを優先的に使っていることを保証する指標を構築しなければならない。これは、例えば、職人の工芸品や地元産の食品は、他の一般的な選択肢よりも好ましいということである。

娯楽機能は多くの場合、組織ではない第三者が提供している。その結果、これらの第三者は、本規格の要求事項に従わなければならない。

- 1) 娯楽機能について広告宣伝のための主張をする場合、原則 2、原則 5、原則 9 で特定されている、管理活動が社会的価値に与える悪影響を評価、予防、軽減する措置に加えて、以下が示されなければならない：
 - i. 以下を維持、向上、または復元*するための措置がとられている：
 - a) 名所、遺跡、歩道、景観価値の高い地区および文化的または歴史的な地区を含む娯楽と観光に重要な地域
 - b) 観光の目玉となる種の個体数
 - ii. 先住民族*と地域社会*の権利、慣習および文化が観光活動によって侵害されていない。
 - iii. 基準 2.3 に規定されている安全衛生の措置に加え、観光客の安全衛生を守るための措置がとられている。
 - iv. 安全衛生計画と事故発生率が娯楽活動に利用される地域および観光業界の注目する地域で公開可能*であること。
 - v. 性別、年齢、人種、宗教、性的指向や障害による差別の予防を実証する活動の要約が示されていること。

原則 6：環境価値*とその価値への影響

組織は、管理区画*の生態系サービス*および環境価値*を維持、保全*および/または復元*し、また環境への悪影響を回避、改善または低減しなければならない。(V4 原則 6)

規格策定者への指示：規格策定者は、次のように基準 6.1 から 6.3 への指標の流れが維持されるようにしなければならない：

- 6.1 環境価値の評価。
- 6.2 評価された環境価値に対する管理活動の環境影響評価。
- 6.3 環境価値に対する管理活動の悪影響を予防するための効果的な措置の特定と実施。

6.1 組織は、管理活動により影響を受け得る管理区画*内外の環境価値*を評価しなければならない。評価の詳細度と規模および頻度は、管理活動の規模、強度とリスクに応じた範囲で行うが、少なくとも管理活動の潜在的な悪影響を評価、モニタリングでき、また必要な保全*手段の決定ができる必要がある。(新規)

規格策定者への指示：規格策定者は指標 6.1.1 において組織が使用しなければならない利用可能な最も有効な情報を特定しなければならない。以下は例である：

- 自然状態において環境価値を示す代表的な見本地域。
- 現地調査。
- 環境価値に関するデータベース。
- 地元や地域の専門家へのコンサルテーション。
- 先住民族、地域社会、影響を受ける利害関係者*、関心の高い利害関係者との文化的に適切な*関与

6.1.1 管理区画*内の環境価値*および、管理活動により影響を受け得るものについては管理区画外の環境価値*を評価するために利用可能な最も有効な情報*が利用されている。

6.1.2 環境価値*の評価は以下を満たす詳細度と頻度で行われている：

- 1) 基準 6.2 に従って、特定された環境価値*に対して管理活動が与える影響を評価できる。
- 2) 基準 6.2 に従って、環境価値*へのリスクが特定できる。
- 3) 基準 6.3 に従って、環境価値*を保護するために必要な保全*手段が特定できる。
- 4) 原則 8 に従って、環境への影響または環境の変化がモニタリングできる。

6.2 林地をかく乱する作業開始前に、組織は、特定された環境価値*に対して管理活動が与え得る影響の規模、強度、リスクを評価および特定しなければならない。(V4 基準 6.1)

規格策定者への指示：規格策定者は管理活動の規模と強度および管理活動が環境価値*に与えるリスクに応じて、行うべき環境影響評価の詳細度を特定しなくてはならない

6.2.1 環境影響評価*は木一本から景観レベルまでの環境価値*に対して、管理活動が現在そして将来的に与え得る影響を特定している。

6.2.2 環境影響評価*による管理活動の影響の評価および特定は、林地をかく乱する活動が開始される前に実施されている。

6.3 組織は環境価値*に対する悪影響を、その規模、強度、リスクに応じた範囲で回避し、また悪影響がみられた際には、それを低減、改善するための効果的な手法を特定し、実施しなければならない。(V4 基準 6.1)

規格策定者への指示：森林バイオマスエネルギーの需要が拡大すると予想されている場合は、炭素隔離と炭素貯蔵を維持するための森林管理要求事項の精査が必要となるかもしれない。指標 6.3.1 から 6.3.3 では炭素隔離と炭素貯蔵を含む環境価値*への影響を回避、軽減、改善することが要求されている。規格策定者は、国内の社会経済状況および環境状況を鑑みた上で、この環境価値*について特定の指標を要求する必要があるか検討することが望ましい。

6.3.1 管理活動は環境価値*を保護し、悪影響を回避するよう計画、実施されている。

6.3.2 管理活動による環境価値*への悪影響は回避されている。

6.3.3 環境価値*への悪影響が発生した場合は、更なるダメージを与えないよう措置が取られ、環境価値*への悪影響は低減および/または改善されている。

6.4 組織は、保全地帯*、保護区*、接続性*および/または必要に応じてより直接的な生存のための方法を通じて、管理区画*に存在する希少種*、危急種*とそれらの生息域*を保護しなければならない。これらの活動は管理活動の規模、強度とリスクおよび希少種と危急種の生態学的要求事項と保全*状態に応じた範囲で実施しなければならない。管理区画内で実施する活動を決める際には、希少種と危急種の管理区画を超えた生息域*の地理的分布を考慮しなければならない。(V4 基準 6.2)

規格策定者への指示：規格策定者は、国内基準に特定の希少種、危急種グループの保全*措置を導入する指標を作成しなくてはならない。主な焦点は、管理区画内の活動により影響を受ける生息域、個体群、および個体の保護である。しかし、適当と思われる場合、規格策定者は、組織が景観レベルの保全*活動との調整を図るよう、国レベルでの指標を作成しなければならない。これは、既に規準文書となっている国内規格の附則 FSC-STD-60-002 3.5 項 (c) に規定される絶滅危惧種リストを補完するものである。

規格策定者は指標 6.4.1 において組織が使用しなければならない利用可能な最も有効な情報を特定しなければならない。

6.4.1 国や地域の希少種*と危急種*リストに記載されている、管理区画*内や隣接地に存在するまたは存在する可能性が高い希少種と危急種およびワシントン条約対象種(該当する場合)とそれらの生息域*は、利用可能な最も有効な情報*に基づき特定されている。

- 6.4.2 希少種*と危急種*およびそれらの保全*状態や生息域*に対して、管理活動が与え得る影響が特定されており、それらへの悪影響を回避するように管理活動が工夫されている。
- 6.4.3 保全地帯*、保護区*、接続性*および種の復元プログラムのようなより直接的な方法の導入などの取り組みを通じて希少種*、危急種*とそれらの生息域*を保護している。
- 6.4.4 希少種*と危急種*の狩猟、釣り、罟、採取は阻止されている。
- 6.5 組織は、代表的な自然生態系*見本地域*を特定、保護する、および/またはより自然に近い状態*へ復元*しなければならない。代表的な見本地域が存在しないまたは十分に存在しない場合は、管理区画*の一定面積をより自然に近い状態*へ復元しなければならない。必要な面積や復元のための手法は人工林*の中を含め、管理活動の規模、強度とリスクに応じた範囲で、かつ景観*レベルでの生態系*の価値と保全*状態に応じて決められなければならない。(V4 基準 6.4、10.5 および 2014 年総会動議 7 番)

規格策定者への指示：規格策定者は、代表的な見本地域を特定する方法を特定しなければならない。

代表的な見本地域は、以下のような複数の機能を含む：

- 自然生態系に存在する環境価値を代表し、これにより管理区画内の環境価値と生態系機能の基準となる。指標 6.1.1 に関して、代表的な見本地域が管理区画内に存在する可能性のある全ての生態系の基準として機能するためには、管理区画外にある代表的な見本地域を特定する必要があることもある。主に人工林からなる管理区画の場合はこのケースに該当しやすい。
- 環境価値を維持または向上するために、更新情報を含む管理区画内の森林管理情報を通知する。
- 管理区画内において保全地域網の一部をなす。環境価値を保護、保全するためには、管理区画内の代表的な見本地域を指定し、復元する必要がある場合もある。保護区、保全地帯、代表的な見本地域、高い保護価値 (HCV) の維持地域は保全地域網形成のために同じ基準を満たす場合、空間的に重複してもよい。附則 D 参照。

保全地域網がどのように定義されなければならないか、についての追加情報は附則 D 参照。

保全地域網は、人間による直接の干渉がない場合は自然のプロセスが働くほど十分な大きさでなくてはならない。2011 年以降 FSC 指針・規格委員会は FSC 理事会に代わり、国内規格承認プロセスを通してすべての FSC 国内規格に管理区画の 10%という最小閾値を適用してきた。この閾値は FSC-GUI-60-004 (V1-0) EN、FSC 森林管理規格：構成、内容、および提案される指標の基準 6.2 に記載されている。この文書は 2011 年以降、規格作成グループの鍵となる参考文献となってきた。

- 6.5.1 利用可能な最も有効な情報*に基づき、管理区画*内に存在する自然生態系*または自然状況下*では存在したであろう自然生態系が特定されている。
- 6.5.2 存在する場合は、代表的な自然生態系*見本地域*が保護されている。
- 6.5.3 代表的な自然生態系*見本地域*が存在しない場合や十分に存在しない場合、または代表的な生態系が本来の自然生態系として不適切な場合、管理区画*の一定面積がより自然に近い状態*へ復元*されている。

6.5.4 代表的な見本地域*および/または復元*地の面積は、景観*レベルでの生態系*の価値と保全*状態、管理区画*の面積および森林管理の強度と比較して妥当である。

6.5.5 代表的な見本地域*とその他の保全地域網*をあわせると少なくとも管理区画*の 10%の面積をカバーする。

6.6 組織は、管理区画*内で特に生息域*の管理を行うことにより、自然発生在来種*と遺伝子型*の生存を効果的に維持し、生物多様性*が失われることを防がなければならない。組織は狩猟、釣り、罨、採取を管理する効果的な手法を持つことを示さなければならない。(V4 基準 6.2、6.3)

規格策定者への指示：規格策定者は国内規格で生息域*の特徴についての管理閾値を特定しなければならない。生息域*の特徴についての閾値には以下のものが考慮されるべきである：

- 自然林の多様性、構成、構造を維持および復元する木材伐採と造林方法。
- 伐採地域全域での立木の維持についての閾値とガイドライン。これは、その土地での自然な優占種である代表的な木も含む、個々の立木および枯損木、またはそれらのまとまりやグループ単位でよい。
- 残材の維持、撤去や他の自然林を代表する他の植生についての閾値とガイドライン。
- 多様な種類の自然生息域を維持し、断片化を防止し、流域への累積影響を防ぐために林齢の多様性を確保するための、伐採によって開ける面積や同齢林の伐採周期の規制の閾値およびガイドライン。
- 接続性を確保する伐採のデザイン

6.6.1 管理活動は、管理区画*が存在する自然生態系*の中で見られる植物群落と生息域*の特徴*を維持している。

6.6.2 過去の施業により植物群落または生息域*の特徴*が失われてしまっている場合は、それらを取り戻すことを目的とした管理活動が実施されている。

6.6.3 管理活動により自然生態系*で見られる生息域*の特徴*が維持、強化または復元*しており、自然発生成種の多様性とそれらの遺伝的多様性が支持されている。

6.6.4 自然発生在来種*、その種内での多様性、およびその自然分布の維持を保証するために狩猟、釣り、罨、採取を管理する効果的な手段がとられている。

規格策定者への指示：規格策定者は、狩猟が種の多様性を脅かしている地域では、以下の指標を国内規格および暫定国内規格に含まなければならない：

- 6. 6. X 野生生物保護のための仕組みが整っている：動物種やその部分の保護、狩猟、貿易に関する国内および/または国際的規制が知られ、順守されていない。
- 6. 6. X 組織の施設や車両での野生動物の肉や銃器の輸送と貿易を禁止し、罰する内部規制。
- 6. 6. X 狩猟に関する方針が尊重および順守されていることを確かめるための定期的で時間通りの規制システム。

6.6.X 労働者が野生動物の肉または野生の魚の狩猟や採取に今以上力を入れないよう、効果的な軽減策がとられている。

- 6.7 組織は、自然な河川・溪流*、湖沼*、川岸地帯*とそれらの接続性*を保護*または復元*しなければならない。組織は水質と水量への悪影響を回避し、悪影響があった場合は、低減および改善しなければならない。**(V4 基準 6.5)**

規格策定者への指示：規格策定者は、以下のものが含まれる保護措置を特定しなければならない(既存の規制および/またはベストプラクティスで十分保護できる場合は、それらを含めてもよい)：

- 自然な河川・溪流や湖沼、それらの接続性、水中生息域、魚類、無脊椎動物、および他の水生生物種を保護するためのバッファゾーンおよびその他の措置。
- 陸生・水生生物種の採餌域、繁殖域、退避域、および水域に必要な落木や落葉を含む、川岸地帯や湖沼の自然植生を保護するための措置。
- 自然の限界を超えた温度変化からの保護に十分な日陰の維持を含む、水の量と質の負の変化の防止策。
- 自然の水文学パターンや水の流れを維持するための措置。
- 道路の位置、構造、維持と使用からの影響を防止するための措置。
- 伐採活動、道路、その他の活動による湖沼における土砂の堆積および土壌侵食を防止するための措置。
- 化学物質や肥料からの悪影響を防止するための措置。

6.7.1 自然の河川・溪流*、湖沼*、川岸地帯*とそれらの接続性*の保護*措置が実施されている。保護対象には水質と水量が含まれる。

6.7.2 実施されている保護*措置により河川・溪流*、湖沼*、川岸地帯*とそれらの接続性*、水質と水量に対する管理活動の影響が防げていない場合は、復元*するための活動が実施されている。

6.7.3 組織の土地と水源に対する過去の活動により河川・溪流*、湖沼*、川岸地帯*とそれらの接続性*、水質と水量へ被害が生じてしまっている場合は、復元*するための活動が実施されている。

6.7.4 以前の管理者や第三者による河川・溪流*、湖沼*、水質と水量の劣化が継続している場合は、これ以上継続しないように低減、回避する措置が取られている。

- 6.8 組織は、地域の景観的な価値*にとって適切で、かつ環境、経済的な回復力*を強化するように管理区画*の景観*を管理し、異なる樹種、面積、樹齢、空間規模、伐期がモザイク状に維持および/または復元*されるようにしなければならない。**(V4 基準 10.2)**

6.8.1 異なる樹種、面積、樹齢、空間規模、伐期のモザイクが景観*上適切に維持されている。

6.8.2 異なる樹種、面積、樹齢、空間規模、伐期のモザイクが景観*上適切に維持されていない場合、これは復元*されている。

6.9 組織は自然林*を人工林*や森林以外の土地利用へ転換させてはならない。また転換される直前に自然林であった場所の人工林を森林以外の土地利用へ転換させてはならない。ただし以下をすべて満たす場合を除く：

- a) 管理区画*の面積に対してごく限られた割合*のみに影響する場合
- b) 転換することによって、管理区画*における明確かつ大きな長期的保全*の公益がもたらされる場合
- c) 高い保護価値(HCV)*や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所にダメージを与えたり、脅かしたりしない場合
(V4 基準 6.10 および 2014 年総会動議 7 番)

規格策定者への指示：「転換される直前に自然林であった場所の人工林」というのは、現在人工林の土地が人工林に転換される直前まで自然林だったのならば、森林以外の用途に転換することはできないことを意味する。しかし、人工林の土地が人工林に転換される直前まで森林ではなかった場合は、森林以外の用途に戻すことができる。転換は、基準 1.8 に適合していなくてはならず、FSC 原則と基準、および関連する FSC の指針と規格への長期的な公約を示さなければならない。

6.9.1 自然林*から人工林*への転換、自然林から森林以外の土地利用への転換、転換される直前に自然林であった場所の人工林から森林以外の土地利用への転換は行なわれていない。ただし以下をすべて満たす場合は除く：

- 1) 管理区画*のごく限られた割合*のみに影響する場合。
- 2) 転換することによって、管理区画*における明確かつ大きな長期的保全*の公益がもたらされる場合。
- 3) 高い保護価値(HCV)*や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所にダメージを与えたり、脅かしたりしない場合。

6.10 1994 年 11 月以降に自然林*から転換された人工林*を含む管理区画*は、通常、認証の対象とはならない。ただし以下のいずれかを満たす場合を除く：

- a) 組織が直接的または間接的にその転換に責任がないという明確かつ十分な証拠がある場合。
- b) 管理区画*の面積に対してごく限られた割合*のみに影響し、転換することによって、管理区画*における明確かつ大きな長期的保全*の公益がもたらされている場合。
(V4 基準 10.9)

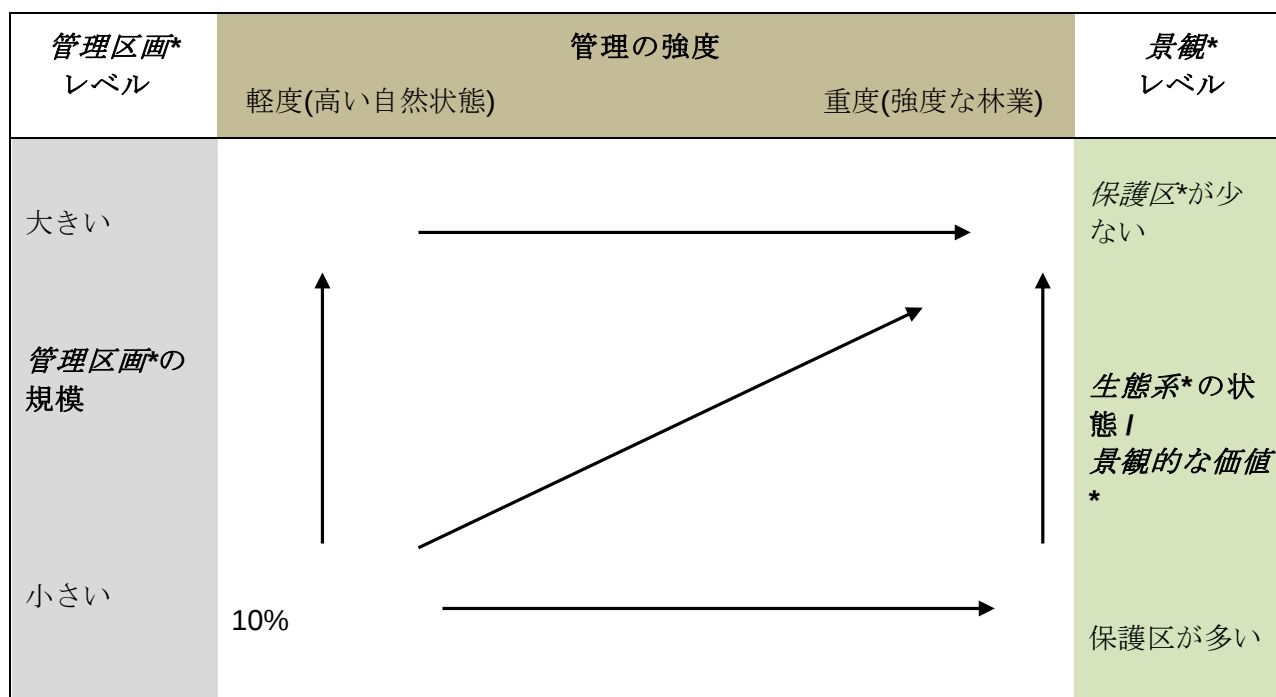
6.10.1 利用可能な最も有効な情報*に基づき、1994 年以降の土地利用の転換についての正確な情報が収集されている。

6.10.2 以下の 1) を満たす場合、または 2) および 3) を満たす場合を除き、1994 年 11 月以降に自然林*から転換された人工林*は認証されていない：

- 1) 組織が、自身は直接的または間接的にその転換に責任がないという明確かつ十分な証拠を示した場合。

- 2) 転換することによって、**管理区画***における明確かつ大きな長期的**保全***の公益がもたらされる場合。
- 3) **1994 年 11 月以降に自然林*から人工林*に転換された面積の合計が現在の管理区画*面積の 5%を超えない場合。**

原則 6 附則 D：保全地域網*の概念図



規格策定者への指示：規格策定者はこの図を使い、保全地区網の創設のため、国内および地域レベルの適切なガイドラインを作成しなくてはならない。

この図は、保全地域網*に含まれる管理区画の面積が、最小の 10% から始まり、管理の規模と強度、および/または景観*レベルの生態系*の価値と状態のひとつひとつが高ければ高くなるほど増加することが一般的に期待されることを示している。矢印と、その向きがこの増加を表している。

「生態系*の状態 / 景観的な価値*」という一番右の列には景観レベルで自然生態系*が保護*されている程度と、管理区画をさらに保護*する必要の程度が示されている。

「管理区画の規模」という一番左の列は、管理区画が広くなれば、管理区画そのものが景観*レベルになり、その景観で見られるすべての自然生態系*を含む保全地域網*を持つことが期待されることを示している。

原則 7：管理計画

組織は、管理活動の規模、強度とリスクに応じた範囲で、管理の方針と目的*に沿った管理計画*を持たなければならない。順応的管理*を推進するためにモニタリング情報を基に管理計画は最新情報に更新され、実施されなければならない。従業員のためのガイドとして、また影響を受ける利害関係者*と関心の高い利害関係者*への情報として、そして管理の意思決定のために十分な役割を果たす関連計画書や手順書が整備されていなければならない。(V4 原則 7)

- 7.1** 組織は、管理活動の規模、強度とリスクに応じた範囲で、環境的に適切で、社会的な利益にかない、経済的にも継続可能な管理の方針(ビジョンと価値)と目的*を制定しなければならない。管理の方針と目的の概要は管理計画*書に組み込まれ、公開されなければならない。(V4 基準 7.1)

規格策定者への指示：本規格で使用される管理目的という用語は、本規格の要求事項を達成するために設定される具体的な管理目標、取り組み、結果、手法を意味する。規格策定者は、組織が本規格により要求される具体的な管理目標、取り組み、結果、手法に対応した管理目的を制定することを保証するための指標を構築しなければならない。組織は、本規格の要求事項に反さない限り、森林管理のために追加の目的を制定してもよい。

- 7.1.1 本規格の要求事項への適合に貢献する方針(ビジョンと価値)が定められている。
 - 7.1.2 本規格の要求事項へ対応するための具体的な施業管理目的*が定められている。
 - 7.1.3 定められた方針と管理目的*の概要が管理計画*に含まれており、公開されている。
- 7.2** 組織は、基準 7.1 で制定した管理区画*の管理目的*と方針に完全に沿った管理計画*を実施しなければならない。管理計画には管理区画内に存在する天然資源が記載されており、どのように計画が FSC 認証要求事項に適合するか示されていなければならない。計画されている活動の規模、強度とリスクに応じた範囲で、管理計画には森林管理計画と社会管理計画が含まれていなければならない。(V4 基準 7.1)

規格策定者への指示：規格策定者は管理計画の期間が基準 1.8 に矛盾なく、FSC 原則と基準および関連する FSC 指針と規格への公約を示すことを保証するための指標を構築しなければならない。

- 7.2.1 管理計画*には管理目的*を達成するための管理活動、手順、戦略および対策が含まれている。
- 7.2.2 管理計画*は附則 E に記載されている要素を含んでおり、実施されている。

7.3 管理計画には、管理目的の各要素の進捗を評価できる検証可能な目標が含まれていなければならない。(新規)

規格策定者への指示：検証可能な目標には、例として次のものが含まれる：

- サイトの生産力、収穫されたすべての製品の量。
- 生長量、更新および植生の状態。
- 動植物の組成および観測された変化。
- 水質および水量。
- 土壌浸食、凝固、肥沃度と炭素含有量。
- 野生生物の個体数、生物多様性と高い保護価値の状況。
- 影響を受けやすい文化や環境資源。
- 利害関係者の関与による満足度。
- 地域社会に対する管理活動の便益。
- 労働災害の数。
- 管理区画全体の経済性。

7.3.1 管理目的のそれぞれの要素の進捗をモニタリングするために検証可能な目標と評価の頻度が設定されている。

7.4 組織は、モニタリング結果、評価結果、関与した利害関係者からの意見、新たな科学的知見や技術革新の情報に基づき、また環境の変化や社会経済状況の変化に応じて管理計画書と手順書を定期的に見直し、更新しなければならない。(V4 基準 7.2)

規格策定者への指示：FSC の定義では、管理計画は管理活動を説明、正当化、制御するための一連の文書、報告書、記録、地図を指す。各資料の更新頻度は 7.4.1 に記載されている情報源および附則 F においてまとめられている計画文書の種類による。附則 F は計画の枠組みについての範囲を説明するために用意されており、模範的なものではない。一般的に関与した利害関係者からの意見、新たな科学的知見や技術革新の情報、環境の変化や社会経済状況の変化のいずれかがあった際には関係する管理計画文書の更新に繋がる。

7.4.1 管理計画は以下を反映させるために附則 F のように見直され、定期的に更新されている：

- 1) 認証機関による監査の結果を含むモニタリング結果。
- 2) 評価結果。
- 3) 関与した利害関係者からの意見。
- 4) 新たな科学的知見や技術革新の情報。
- 5) 環境の変化や社会経済状況の変化。

7.5 組織は、誰もが無償で入手できる、公開可能な管理計画の概要を作成しなければならない。機密情報を除く管理計画に関連する他の詳細については、影響を受ける利害関係者からの要望に応じ提供しなければならない。この際、複製作成費用および対応にかかる費用については実費を請求することができる。(V4 基準 7.4)

規格策定者への指示：本基準の意図は包括的な情報が提供されることを保証すると同時に、概要版の作成により組織の事務作業量を最小化するためのバランスを取ることである。概要版ではなく、完全版の管理計画を公開するほうが事務作業量の軽減に繋がる場合は、そのようにしてもよい。機密情報には以下の例が含まれる：

- 投資に関する情報。
- 知的財産権に関するもの。
- 顧客の情報。
- 法的に守秘義務のあるもの。
- 情報の公開により野生種とその生息域の保護がリスクにさらされる可能性のあるもの。
- 先住民族と地域社会にとって文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別な意味を持つサイトに関するもの。

7.5.1 利害関係者にとって分かりやすい形式で、地図を含み、機密情報を除いた管理計画の概要が無償で公開可能である。

7.5.2 影響を受ける利害関係者からの要望に応じて機密情報を除く管理計画の関連箇所が複製作成および対応にかかる費用の実費にて提供可能である。

7.6 組織は、管理活動の規模、強度、リスクに応じた範囲で、積極的にかつ透明性を確保しつつ、影響を受ける利害関係者を管理計画の策定およびモニタリング過程に関与させ、また他の関心の高い利害関係者*についても要求に応じて関与させなければならない。(V4 基準 4.4)

規格策定者への指示：文化的に適切なプロセスでは文化の違いを考慮する。文化の違いには例えば、交渉における直接的な手法と間接的な手法の好み、競争、協力、衝突に他する姿勢、苦情の際に関係性を維持したいと望むかどうか、権力、社会階級、身分、世界観、時間に対する意識、第三者に対する姿勢、幅広い社会および制度環境などがある。

規格策定者は、指標 7.6.1 の各要素について、指標 7.6.2 の要求事項を満たしつつ、必要に応じて対象グループごとの変動を加えて、文化的に適切な方法での関与方法を作り上げなければならない。

7.6.1 積極的にかつ透明性を確保しつつ、影響を受ける利害関係者*が文化的に適切な方法で以下の過程に関与している：

- 1) 争議解決手続(基準 1.6、2.6、4.6)。
- 2) 生活賃金の定義(基準 2.4)。
- 3) 権利(基準 3.1、4.1)、場所 (基準 3.5、4.7)、影響(基準 4.5)の特定。
- 4) 地域社会*の社会経済的な発展に貢献する活動(基準 4.4)。

- 5) 高い保護価値(HCV)*の評価、管理およびモニタリング(基準 9.1、9.2、9.4)。

7.6.2 文化的に適切な*方法での関与*により以下が満たされている：

- 1) 適切な代表者と連絡窓口が決定されている(適切な場合、地域の研究機関、組織、行政を含む)。
- 2) 情報が相互に流れることを可能とする、互いに合意された連絡方法が確立されている。
- 3) すべての関係者(女性、若者、高齢者、少数派層)が公平に関与*することが保証されている。
- 4) すべての会議、協議内容、合意された事項が記録されることが保証されている。
- 5) 会議議事録の内容が承認されることが保証されている。
- 6) 文化的に適切な*方法での関与*の結果が関係者に共有されることが保証されている。

7.6.3 影響を受ける利害関係者*に対して、彼らの関心を引くであろう管理活動の計画策定およびモニタリングの際には、文化的に適切な*方法で関与*する機会が与えられている。

7.6.4 関心の高い利害関係者*の要望に応じて、彼らの関心を引くであろう管理活動の画策定およびモニタリングの際には、関与*の機会が与えられている。

原則 7 附則 E：管理計画*の要素

規格策定者への指示：規格策定者は、以下の一覧のように、管理計画に関連する要素を含む一覧を国内規格および暫定国内規格に含めなければならない。この一覧は既存の国および地方の管理計画の枠組みに合致しなければならない。

規格策定者は管理活動の規模、強度、リスクに応じて、異なる種類の組織ごとに異なる一覧を作成してもよい。

- 1) 以下を含む評価結果：
 - i. 天然資源および原則 6、原則 9 で特定された環境価値*。
 - ii. 原則 6、原則 2 から原則 5、原則 9 で特定された社会的、経済的、文化的資源とその状態。
 - iii. 原則 6、原則 2 から原則 5、原則 9 で特定された地域の主な社会、環境リスク。
 - iv. 基準 5.1 および附則 C で特定された広告宣伝のための主張がされている生態系サービス*の維持および/または向上。
- 2) 以下に関わるプログラムと活動：
 - i. 原則 2 で特定された労働者*の権利、労働安全衛生、男女平等*。
 - ii. 原則 3、原則 4、原則 5 で特定された先住民*関係および地域社会*の経済と社会の発展。
 - iii. 原則 1、原則 2、原則 7 で特定された利害関係者の関与*および苦情や争議*の解決。
 - iv. 原則 10 で特定された計画されている管理活動、時期、造林システム、典型的な伐採方法と使用道具と機械。
 - v. 原則 5 で特定された原木やその他の天然資源の伐採量の根拠。
- 3) 以下を保護、復元*するための対策：
 - i. 希少種*と危急種*およびそれらの生息域*。
 - ii. 湖沼*、川岸地帯*。
 - iii. 緑の回廊を含む景観*の接続性*。
 - iv. 基準 5.1 および附則 C で特定された宣言された生態系サービス*。
 - v. 原則 6 で特定された代表的な見本地域*。
 - vi. 原則 9 で特定された高い保護価値(HCV)*。
- 4) 管理活動が以下に与える悪影響を評価、回避、低減するための対策：
 - i. 原則 6、原則 9 で特定された環境価値*。
 - ii. 基準 5.1 および附則 C で特定された宣言された生態系サービス*。
 - iii. 原則 2、原則 5、原則 9 で特定された社会的な価値。
- 5) 原則 8 で特定されたモニタリングプログラム。これには以下を含む：
 - i. 原則 5 で特定された成長量と伐採量。
 - ii. 基準 5.1 および附則 C で特定された宣言された生態系サービス*。
 - iii. 原則 6 で特定された環境価値*。

- iv. 原則 10 で特定された施業の与える影響。
- v. 原則 9 で特定された高い保護価値(HCV)*。
- vi. 原則 2、原則 5、原則 7 で特定され、計画されているもしくは既に実施されている利害関係者の関与*に基づくモニタリングの仕組み。
- vii. 管理区画*の天然資源と土地利用区分(ゾーニング含む)を表した地図。

原則 7 附則 F：計画とモニタリングの枠組みの概念

規格策定者への指示：規格策定者は、この図を使用して、様々な管理計画とモニタリング文書の改訂の周期性を示してもよい。改定の頻度は、既存の計画周期およびモニタリング、評価および利害関係者の関与からもたらされた情報の情報源および重要性に基づくことが望ましい。

管理計画*書の例 注：規模、強度、リスクや権限によって変わる	管理計画*の見直し期間	モニタリング対象 (の一部)	モニタリング 頻度	モニタリング実施者 (注：規模、強度、リスク や権限によって変わる)	FSC 原則/ 基準
施業計画 (伐採計画)	毎年	沢を横断する場所	現場訪問時および年に一度	現場担当者	原則 10
		道	現場訪問時および年に一度	現場担当者	原則 10
		保全地帯	年に一度、サンプリング	現場担当者	原則 6、 10
		貴重種、危急種、絶滅危惧種	年に一度	生物専門家	原則 6
		年間伐採量	年に一度	管理責任者	基準 5.2
		病虫害	年に一度、サンプリング	生物専門家/行政	
予算	毎年	支出	年に一度	経理責任者	原則 5
		地域経済への貢献	四半期に一度	管理責任者	原則 5
利害関係者の関与*計画	毎年	雇用統計	年に一度	管理責任者	原則 3、4
		社会的な合意事項	年に一度、または関与*計画で合意された頻度	担当者	原則 3、4
		苦情	随時	人事責任者	原則 2、 3、4
5 年 管理計画*	5 年に一度	野生生物の個体数	未定	行政	原則 6
		残材	年に一度	行政	原則 10
		森林更新	年に一度、サンプリング		

持続可能な森林 管理のための管 理計画*	10年に一度	林齢構成 径級構成	10年に一度	行政	原則 6
		10年間の可能伐採 量	年に一度、 10年に一度	行政 / 管理者	基準 5.2
生態系サービス 認証文書	5年に一度		検証および検 査前	管理責任者	附則 C

原則 8：モニタリングと評価

組織は、**順応的管理**を実施するため、**管理目的**達成に向けた進捗状況、管理活動の影響および**管理区画**の状態について、管理活動の規模、強度、リスクに応じた範囲でモニタリングと評価が行われていることを示さなければならない。(V4 原則 8)

8.1 組織は、**管理計画**の方針と**管理目的**、活動計画の進捗状況そして**検証可能な目標**の達成度を含め、管理計画が実施されていることをモニタリングしなければならない。(新規)

8.1.1 **管理計画**の方針と**管理目的**、活動計画の進捗状況そして**検証可能な目標**の達成度を含め、管理計画が実施されていることをモニタリングするための、手順が文書化され、実行されている。

8.2 組織は、**管理区画**内で実施されている活動が環境および社会に与える影響と、環境状態の変化についてモニタリングし評価しなければならない。(V4 基準 8.2)

規格策定者への指示：この基準は、3つの異なるカテゴリーのモニタリングを必要とするものである。これは、原則 10 で扱われる管理活動の環境への影響、原則 1-5 および原則 9 で扱われる活動の社会的影響、原則 5, 6, 9 で扱われる環境状態の変化である。具体的なモニタリングの要求事項は、附則 G 参照。

8.2.1 附則 G に従って管理活動が環境と社会に与える影響がモニタリングされている。

8.2.2 附則 G に従って環境状態の変化がモニタリングされている。

8.3 組織は、モニタリングと評価の結果を分析し、この分析結果を計画過程に反映させなければならない。(V4 基準 8.4)

8.3.1 **順応的管理**手順が実施されており、定期的な**管理計画**の更新の際にモニタリング結果が反映されている。

8.3.2 モニタリング結果が本規格の要求事項に対する不適合を示した場合、**管理目的**、**検証可能な目標**および/または管理活動が修正されている。

8.4 組織は**機密情報**を除くモニタリング結果を誰もが無償で入手できるよう、**公開可能**な概要を作成しなければならない。(V4 基準 8.5)

規格策定者への指示：この基準の意図は、モニタリング結果の概要の作成にかかる事務上の負担を最小限に抑えることと、総合的な情報が提供されることを保証することとのバランスを取ることである。事務負担が軽くなるならば、すべてのモニタリング結果を提示することも可能である。機密情報の例は基準 7.5 の規格策定者への指示にて示されている。

8.4.1 利害関係者にとって分かりやすい形式で、附則 G に従い、地図を含み、**機密情報**を除いたモニタリング結果の概要が無償で**公開可能**である。

8.5 組織は、FSC 認証製品として流通している管理区画から生産された全ての林産物が、各年の計画に相当した生産場所と生産量であることを示すため、管理活動の規模、強度、リスクに応じた範囲で追跡およびトレースする仕組みを持ち、実施しなければならない。(V4 基準 8.3)

- 8.5.1 FSC 認証製品として流通しているすべての林産物を追跡およびトレースする仕組みが実施されている。
- 8.5.2 販売されたすべての林産物について、以下の情報を含む書類が残されている：
- 1) 樹種の一般名および学名。
 - 2) 製品名または製品の記述。
 - 3) 製品の材積(または数量)。
 - 4) 伐採区画まで材をトレースできる情報。
 - 5) 伐採日。
 - 6) 林内で簡単な加工が行なわれる場合は、加工日と加工量
 - 7) FSC 認証製品として販売されたか。
- 8.5.3 FSC 表示を伴って販売されたすべての林産物について、少なくとも以下の情報を含む請求書または類似書類が 5 年以上保管されている：
- 1) 購入者の名称および所在地。
 - 2) 販売日。
 - 3) 樹種の一般名および学名。
 - 4) 製品の記述。
 - 5) 販売された製品の体積(または数量)。
 - 6) 認証番号。
 - 7) FSC 製品として販売されたことを示す「FSC 100%」という FSC 表示。

原則 8 附則 G：モニタリング要求事項

規格策定者への指示：モニタリングは、その結果を次の計画の初期段階の意思決定に使用することができるよう、管理計画作成の周期に沿って予定される。原則 7 附則 F 参照。

規格策定者は、モニタリングの手順が一貫性をもち、長期間にわたって複製可能であり、長期間にわたる変化を定量化するのに適し、リスクや許容できない影響を特定するのに適切なものとなることを保証するための指標を構築しなければならない。モニタリングは、介入のあり、なしに関わらず、管理区画の状態の変化を含まなくてはならない。これは基となるデータが存在することを前提としている。

基準 8.1 および 8.2 のために実施されたモニタリングに加えて、規格策定者は、既存の国および地方のモニタリングの枠組みに沿い、以下に列挙されたモニタリング要求事項のうち適当なものを一覧として国内規格および暫定国内規格に含めなければならない。

規格策定者は管理活動の規模、強度、リスクに応じて、異なる種類の組織ごとに異なる一覧を作成してもよい。

- 1) 8.2.1 のモニタリングは管理活動が環境に与える影響を特定し表現するために十分であり、以下の関係するものを含む：
 - i. 森林更新活動の結果 (基準 10.1)。
 - ii. 更新の際の生態学的に適合した樹種の使用 (基準 10.2)。
 - iii. 管理区画^{*}内外における外来種の侵略性や悪影響 (基準 10.3)
 - iv. 遺伝子組換え生物^{*}の使用がないことを確認するための記録 (基準 10.4)。
 - v. 造林活動の結果 (基準 10.5)。
 - vi. 肥料^{*}による環境価値^{*}への悪影響 (基準 10.6)。
 - vii. 農薬^{*}の使用による悪影響 (基準 10.7)。
 - viii. 生物的防除^{*}の使用による悪影響 (基準 10.8)。
 - ix. 自然災害^{*}の影響 (基準 10.9)。
 - x. インフラ整備、輸送活動、造林活動が希少種^{*}や危急種^{*}とそれらの生息域^{*}、生態系^{*}、景観的な価値^{*}、水、土壌に与える影響 (基準 10.10)。
 - xi. 木材の伐採と搬出が非木材林産物^{*}、環境価値^{*}、販売可能な未利用残材、その他の林産物やサービスに与える影響 (基準 10.11)。
 - xii. 環境に配慮した適切な方法での廃棄物^{*}の処理 (基準 10.12)。
- 2) 8.2.1 のモニタリングは管理活動が社会に与える影響を特定し表現するために十分であり、以下の関係するものを含む：
 - i. 違法または未許可の行為の証拠 (基準 1.4)。
 - ii. 適用される法律^{*}、地域の法律^{*}、国が批准^{*}している国際条約、義務的行動規範への適合 (基準 1.5)。
 - iii. 争議^{*}や苦情の解決 (基準 1.6、2.6、4.6)。

- iv. 労働者*の権利に関するプログラムや活動 (基準 2.1)。
 - v. 男女平等*、セクシャルハラスメント、性別による差別 (基準 2.2)。
 - vi. 労働安全衛生に関するプログラムや活動 (基準 2.3)。
 - vii. 賃金の支払 (基準 2.4)。
 - viii. 労働者*の教育訓練 (基準 2.5)。
 - ix. 農薬*が使用されている場合は、使用者の健康被害 (基準 2.5、10.7)。
 - x. 先住民族*、地域社会*とそれらの合法的*および慣習的な権利*の特定 (基準 3.1、4.1)。
 - xi. 拘束力のある契約*条件の完全なる履行 (基準 3.2、4.2)。
 - xii. 先住民族*および地域社会*との関係 (基準 3.2、3.3、4.2)。
 - xiii. 先住民族*と地域社会*にとって文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別な意味を持つ場所の保護* (基準 3.5、4.7)。
 - xiv. 伝統的知識*や知的財産*の使用(基準 3.6、4.8)。
 - xv. 地域の経済的、社会的発展 (基準 4.2、4.3、4.4、4.5)。
 - xvi. 多様な林産物や便益の生産 (基準 5.1)。
 - xvii. 生態系サービス*の維持、向上 (基準 5.1)。
 - xviii. 生態系サービス*を維持、向上させるための活動 (基準 5.1)。
 - xix. 計画されていた木材伐採量や非木材林産物*収穫量と実際の伐採量、収穫量の比較 (基準 5.2)。
 - xx. 地元の加工施設、サービス、付加価値づけ施設・サービスの利用 (基準 5.4)。
 - xxi. 長期的な経済的な継続性* (基準 5.5)。
 - xxii. 基準 9.1 で特定された高い保護価値(HCV)*5 と 6。
- 3) 8.2.2 のモニタリング手順は環境状態の変化を特定し表現するために十分であり、以下の関係するものを含む：
- i. 生態系サービス*の維持および/または向上(基準 5.2) (組織が生態系サービスの提供について FSC 商標を用いた広告宣伝用の主張をするか、生態系サービスの提供に関して料金を徴収している場合)。
 - ii. 炭素隔離と炭素固定を含む環境価値*と生態系機能* (基準 6.1)。環境価値に対する悪影響を回避、低減、改善するための活動の効果も含む (基準 6.3)
 - iii. 希少種*と危急種*、またそれらとそれらの生息域*を保護する活動の効果 (基準 6.4)
 - iv. 代表的な見本地域*とそれを保全、復元*するための活動の効果 (基準 6.5)。
 - v. 自然発生在来種*および生物多様性*とそれらを保全、復元*するための活動の効果 (基準 6.6)。

- vi. 河川・溪流、湖沼*、水質と水量とそれらを保全、復元*するための活動の効果 (基準 6.7)。
- vii. 景観的な価値*とそれを維持、復元*するための活動の効果(基準 6.8)。
- viii. 自然林*から人工林*または森林以外の土地利用への転換 (基準 6.9)。
- ix. 1994 年以降に作られた人工林*の状態 (基準 6.10)。
- x. 基準 9.1 で特定された高い保護価値(HCV)*1 から 4 とそれを維持および/または向上するための活動の効果。

原則 9：高い保護価値(HCV)*

組織は、予防手段*を用いて、管理区画*内の高い保護価値(HCV)*を維持および/または向上しなければならない。(V4 原則 9)

規格策定者への指示：規格策定者は、国ごとに高い保護価値の特定、管理およびモニタリングのツールである国の HCV 枠組み文書を作成しなければならない。

国別の HCV 枠組みを作成する場合、規格策定者は、以下の事項を考慮しなければならない：

- FSC のウェブサイト上で利用可能な HCV リソースネットワークによって開発された「高い保護価値の特定のための一般ガイダンス」。
- FSC のウェブサイト上で利用可能な SLIMF 用の FSC マニュアル。
- FSC 本部によって現在開発中の HCV 管理ガイダンス。

組織は、管理区画内の HCV の特定およびその HCV の保護のための管理戦略を策定する際に、国ごとの HCV 枠組みが国内規格および暫定国内規格の中でどのように使用されなければならないかを明確にしなければならない。

規格策定者および組織は HCV の特定の際、利用可能な最も有効な情報を使わなくてはならない。これには、以下のものが含まれる：

- 管理区画の HCV 調査。
- 関連するデータベースや地図。
- 地域や地元の専門家へのコンサルテーション。
- 他の利用可能な情報源。
- 組織とは独立した専門家による結果の検証。

規格策定者は高い保護価値は極めて重要で根本的、重大、または貴重で、高い保護価値への脅威は、深刻または回復不可能な損害を与えうる脅威であると考え、予防手段原則が用いられることを保証する指標を構築しなければならない。

規格策定者は国別の HCV 枠組みを作成する際にも予防手段の原則を適用しなければならない。

9.1 組織は、影響を受ける利害関係者*と関心の高い利害関係者*の関与の下*、また他の方法や情報源を通して、管理活動の影響の規模、強度、リスクおよび高い保護価値(HCV)*が存在する可能性に応じた範囲で、以下に挙げる管理区画*内における高い保護価値(HCV)*についてその存在および状態を評価し、記録しなければならない：

HCV 1 - 種の多様性: 全世界、地域あるいは国家的に重要*とされる固有種、希少種*、危急種*または絶滅危惧種を含む生物多様性*が集中して認められる地帯。

HCV 2 - 景観*レベルでの生態系*とモザイク: 全世界、地域あるいは国家的に重要*とされる自然発生種が本来の状態豊富に分布している原生林景観*、大規模な生態系*と生態系のモザイク。

HCV 3 - 生態系*および生息域*: 希少*または危急*、絶滅の危機に瀕している生態系*、生息域*もしくはレフュジア(退避地)*。

HCV 4 - 重要な*生態系サービス*: 集水域の保護*や脆弱な土壌と斜面の流出、崩壊の防止などを含む、重要な基本的生態系サービス*。

HCV 5 - 地域社会*のニーズ: 地域社会*あるいは先住民族*の関与の下*で特定した、地域社会あるいは先住民族の生活に(生活、健康、食料、水などのため)欠かせない重要な場所と基本的資源。

HCV 6 - 文化的価値: 地域社会*あるいは先住民族*の関与の下*で特定した、世界的もしくは国家的な規模で文化的、考古学的あるいは歴史的に重要な*、もしくは地域社会あるいは先住民族の伝統文化にとり文化的、生態学的、経済的、宗教的あるいは精神的に非常に重要な場所、資源、生息域*そして景観*。

(V4 基準 9.1 および 2014 年総会動議 7 番)

9.1.1 利用可能な最も有効な情報*に基づき、基準 9.1 で定義されている HCV1~HCV6 の高い保護価値(HCV)*の場所と状態、また高い保護価値(HCV)の維持地域*とその状態を記録するための評価が完了している。

9.1.2 評価にあたり、文化的に適切な*方法での影響を受ける利害関係者*および高い保護価値(HCV)*の保全*に関心の高い利害関係者*の関与*から得られた結果が用いられた。

9.2 組織は、影響を受ける利害関係者*、関心の高い利害関係者*そして専門家の関与の下*で、特定された高い保護価値(HCV)*を維持および/または向上させる効果的な戦略を策定しなければならない。(V4 基準 9.2)

9.2.1 利用可能な最も有効な情報*に基づき、高い保護価値(HCV)*を脅かすものが特定されている。

9.2.2 特定された高い保護価値(HCV)*を維持および/または向上させ、高い保護価値(HCV)の維持地域*を支えるため、価値を損なう可能性のある管理活動が行われる前に、管理戦略と活動計画が策定されている。

9.2.3 特定された高い保護価値(HCV)*を維持および/または向上させるための管理戦略と活動計画の策定は、影響を受ける利害関係者*、関心の高い利害関係者*および専門家の関与の下*で行われている。

9.2.4 策定された戦略は高い保護価値(HCV)*の維持および/または向上のために効果的である。

9.3 組織は、特定された高い保護価値(HCV)*を維持および/または向上させるための戦略と活動計画を実施しなければならない。これらの戦略と活動を実施する際には、管理活動の規模・強度・リスクに応じた範囲で、予防手段*に則り行わなければならない。(V4 原則 9.3)

9.3.1 策定された戦略の実施を通し、高い保護価値(HCV)*とそれらが依存する高い保護価値(HCV)の維持地域*は維持されているおよび/または向上している。

9.3.2 科学的な情報が不足しているもしくは確実でない場合においても、また高い保護価値(HCV)*の脆弱性や繊細さが不明な場合においても、策

定された戦略と活動が**高い保護価値(HCV)***が損なわれることを防ぎ、リスクを回避している。

9.3.3 **高い保護価値(HCV)***を損なう活動は即時中止され、高い保護価値(HCV)を**復元***、保護する措置が取られている。

9.4 組織は、**高い保護価値(HCV)***について、その状態の変化を評価するための定期的なモニタリングが行われていることを示さなければならない。また、効果的な**保護***が確実に行われるよう組織の管理戦略を順応させなければならない。モニタリングは、管理活動の規模、強度、リスクに応じて実施され、**影響を受ける利害関係者***、**関心の高い利害関係者***および**専門家を関与***させなければならない。**(V4 基準 9.4)**

9.4.1 定期的なモニタリングプログラムには以下の評価が含まれている：

- 1) 戦略の実施。
- 2) **高い保護価値(HCV)***とそれらが依存する**高い保護価値(HCV)の維持地域***の状態。
- 3) **高い保護価値(HCV)***を維持および/または向上させる管理戦略と**保護***活動の効果。

9.4.2 モニタリングプログラムは、**影響を受ける利害関係者***、**関心の高い利害関係者***および**専門家を関与***させている。

9.4.3 モニタリングプログラムは、初回の評価により特定されたそれぞれの**高い保護価値(HCV)***の状態と比較し、変化を発見するのに十分な範囲、詳細さ、頻度で行われている。

9.4.4 モニタリングまたはその他の新たな情報により、**高い保護価値(HCV)***を維持および/または向上するための戦略と活動が十分でないと示された場合、管理戦略と活動計画は修正されている。

原則 9 附則 H：高い保護価値(HCV)*を維持するための戦略

規格策定者への指示：規格策定者は、高い保護価値を維持するための指標の策定を通知するために次の戦略を考慮しなければならない：

高い保護価値を維持するための戦略は、必ずしも伐採を排除するものではない。しかし、高い保護価値を維持するための唯一の方法が、そうした価値を支える地域の保護ということもある。

HCV 1 - 保護区、伐採指示、および/または危急種、絶滅危急種、固有種、生物多様性の集中地やそれらが依存する生態系コミュニティや生息域を保護するための他の保護戦略。そうした多様な生物の広がり、完全性、質、生息域の活力、種の出現率などの低下を防ぐのに十分なもの。生態系の改善を目標とする場合は、そうした種の生息域の発展、拡大、および/または復元が見られること。

HCV 2 - 森林生態系の範囲および完全性と動植物の指標種、キーストーン種、および/または大規模の原生林の生態系に関連したギルドを含む生物多様性濃度の生存能力を維持する戦略。例としては、保護区と開発保留区域が含まれ、この中での施業は禁止されていないものの、森林構造、組成、更新、および攪乱パターンを常に維持する、低強度の施業のみに制限される。生態系の改善を目標とする場合は、自然の生物多様性を支える森林生態系とその完全性、および生息域を回復・再接続する対策が見られること。

HCV 3 - 希少な、または脅かされている生態系、生息域、またはレフュジア(退避地)の範囲および完全性を全面的に維持するための戦略。生態系の改善を目標とする場合は、希少な、または脅かされている生態系、生息域、またはレフュジアを再生または造成する措置が見られること。

HCV 4 - 管理区画の下流または内にある地域社会にとって重要な集水域、および特に不安定または浸食を受けやすい管理区画内のエリアを保護する戦略。例としては、集水域、上流地域と傾斜地域を保護するための保護地域、伐採施業の方法、化学物質の使用制限、および/または道路の建設と維持管理方法が含まれる。生態系の改善を目標とする場合は、水の質と量を回復する対策が見られること。HCV4 の生態系サービスが気候の調節を含むと特定された場合、炭素隔離と貯蔵を強化または維持する戦略が見られること。

HCV 5 - 地域社会や先住民族の代表者やメンバーと協力して作成された、地域社会および/または先住民族の管理区画に関連するニーズを保護する戦略。

HCV 6 - 地域社会や先住民族の代表者やメンバーと協力して作成された、文化的価値を保護する戦略。

原則 10：管理活動の実施

組織によって、もしくは組織のために実施される管理区画^{*}内での管理活動は、組織の経済、環境、社会的方針と目的^{*}に一致したもののみが選択および実施され、すべての面において FSC の原則と基準を順守することであること。(新規)

10.1 組織は、伐採後あるいは管理計画^{*}に従い、天然更新または人工更新により、迅速に伐採前の状態またはより自然に近い状態^{*}に植生を再生させなければならない。(新規)

規格策定者への指示：収穫前の状態は、人工林や自然林のどちらかである。規格策定者は指標作成時に以下を考慮しなければならない。

- 既存の人工林について、伐採される種と更新される種は、同じものでもよい。しかし、種の変更を正当化するだけの生態学的、社会的、経済的な確固とした理由がある場合もある。選定された種は、生態学的にもサイトに適合し、基準 10.2 に矛盾しない管理目的に沿うものでなくてはならない。
- 外来種については、基準 10.2 に規定されている在来種への優先および基準 10.3 で規定される侵略的影響の制御・軽減策により、使用が制限されている。
- 自然林については、伐採前の状態が、前回の伐採と造林施業の結果なのか、または自然現象により劣化状態になったのかどうかの判断が、更新の際の 1 つの考慮事項となる。更新の目的は、劣化した地域を伐採後に、より自然状態に近い状態に戻すこととすべきである。
- 自然林については、管理区画全域での、個体群数とその変動幅について自然状態での種の豊かさを確保するのが重要な目的となる。森林は時間とともに変化するので、これは、「自然変動の範囲」の概念に従うことによって実証することができる。このアプローチでは、気候変動によって在来種が移動する可能性も含めて、伐採された林分も含めた管理区画全体での種の多様性が自然変動の範囲内であればよく、林分レベルまたは伐採地レベルでは組織に対してかなり柔軟なものとなる。
- 更新に必要な期間は、(人工的に)植林された地域の方が自然更新された地域よりも一般的に短い。しかし、植林プログラムの方が組織の管理目的を達成するのにより適している場合もあれば、自然更新のほうがより適している場合もあり、この基準は、更新にかかる期間を短縮する方法として植林を勧めるものではない。
- 更新施業は、原則 6 の要求事項に違反してはならない。基準 6.9 と 6.10 に従い、更新施業が転換や管理区画レベルでの遺伝的および種多様性の損失、その他の環境価値の損失につながってはならない。

10.1.1 すべての伐採地は以下を満たすよう、迅速に^{*}更新されている

- 1) 伐採作業の影響を受けた環境価値^{*}を保護している。
- 2) 伐採前^{*}もしくは自然林^{*}の森林組成、構造を回復させるために適切である

10.1.2 以下を満たすように森林更新活動が実施されている：

- 1) 人工林^{*}の伐採の場合、伐採前の植生もしくは生態学的によく適合した樹種を用いてより自然に近い状態^{*}へと更新している

- 2) 自然林*の伐採の場合、伐採前*もしくはより自然に近い状態*へと更新している。
- 3) 劣化した自然林*の伐採の場合、より自然に近い状態*へと更新している。

10.2 組織は、更新を行う際には、生態学的に地域に適合するとともに管理目的*に沿った種を用いること。他の種を用いる明確かつ正当な理由がない限り、在来種*およびその地域固有の遺伝子型*を用いること。(V4 基準 10.4)

規格策定者への指示：在来種の非地域固有遺伝子型を用いること、または在来種ではない種を用いることが国レベルで同意される場合、規格策定者はこれらの種の使用が認められる条件を設定しなければならない。

理由には以下を含めることが出来る：

- 成長率が管理目的を満たさない。
- 在来種の収穫量が小さい。
- 在来種および/または地域固有の遺伝型が絶滅している。
- 在来種および/または地域固有の遺伝型に病虫害に対しての耐性がない。
- 水など、その土地に限定要因がある。
- 荒廃した農業・放牧地への植林。
- 気候変動への適応力。
- 炭素隔離能力。

10.2.1 地域固有でない遺伝子型*の品種または非在来種を用いる明確かつ正当な理由がない限り、更新のために用いられる種は生態学的に地域に適合している在来種*で、その地域産のものである。

10.2.2 更新のために用いられる種は更新の目的*および管理目的*に沿っている。

10.3 組織は、外来種*を使用する際は、侵略的影響が制御できることが知見および/または経験により示され、効果的な影響低減措置がとられているという条件を満たさなければならない。(V4 基準 6.9、10.8)

10.3.1 直接的な経験および/または科学的な調査結果により、侵略的な影響が制御できると示された場合にのみ外来種*が使用されている。

10.3.2 導入された場所から外への拡大を制御するための効果的な措置がとられている場合にのみ外来種*が使用されている。

10.3.3 組織により導入された侵略的な種*の拡大は制御されている。

10.3.4 組織により導入されたものでない外来種*の侵略性の影響を制御するための管理活動が実施されている。これは独立した管轄機関が存在する場合は、その機関の協力の下で行うことが望ましい。

10.4 組織は管理区画*内で遺伝子組換え生物*を使用してはいけない。(V4 基準 6.8)

10.4.1 遺伝子組換え生物*は使用されていない。

10.5 組織は、生態学的にその植生、種、場所に適合するとともに管理目的に合致した造林施業を行わなければならない。(新規)

10.5.1 生態学的にその植生、種、場所に適合するとともに管理目的に合致した造林施業が行われている。

10.6 組織は、肥料の使用を避けるまたは最小限にしなければならない。また肥料を使用する際には、肥料を使用することが、肥料を必要としない造林方法と比較して生態学的かつ経済的に同等か有利であることを示し、また土壌を含む環境価値の劣化を防ぎ、影響があった際には、影響を軽減するおよび/または価値を回復しなければならない。(V4 基準 10.7 および 2014 年総会動議 7 番)

規格策定者への指示：規格策定者は国内規格および暫定国内規格において、肥料が使用される場合、貴重植物群落、川岸地帯、河川や湖沼周辺で使用されないことを保証するための指標を構築しなければならない(指標 10.6.4)。

10.6.1 肥料の使用は避けられているもしくは最小限である。

10.6.2 肥料が使用されている場合、肥料を使用することが、肥料を必要としない造林方法と比較して生態学的かつ経済的に同等か有利である。

10.6.3 肥料が使用される際には、その種類、使用頻度、使用量と使用場所が記録されている。

10.6.4 肥料が使用される際には、環境価値の劣化を防ぐ対策が取られ、価値が守られている。

10.6.5 肥料の使用によってもたらされた環境価値の劣化は、軽減されるか、価値が回復されている。

10.7 組織は、化学合成農薬を使用した病虫害駆除を避ける、あるいは避けるよう努め、総合的な病虫害対策と造林体系を構築しなければならない。また FSC の方針により禁止されているいかなる化学合成農薬も使用してはいけない。農薬を使用する際には、環境価値の劣化と人体への健康被害を防ぎ、影響があった際には、影響を軽減するもしくは環境価値と健康を回復しなければならない。(V4 基準 6.6、10.7)

規格策定者への指示：規格策定者は、「FSC 認証森林・人工林における総合的病虫害対策の FSC ガイド」(2009)および関連指針、ガイドライン、アドバイスノートおよびその他の FSC の規範文書の中の関連項目を指標 10.7.1 に含めなければならない。

規格策定者は、ILO 文書「職場での化学物質の使用における安全衛生」またはこの文書の国内における解釈を参照するか、それらの中の関係項目を国内規格および暫定国内規格に含めなければならない。

10.7.1 造林体系の選択を含む総合的な病虫害対策が実施されており、化学合成農薬の使用が避けられている、もしくは将来的に使用を停止するために使用頻度、使用範囲、使用量が減らされている。

10.7.2 FSC 農薬方針により禁止されている化学合成農薬は、FSC から特例使用承認を得ていない限り、管理区画内で使用および保管していない。

10.7.3 農薬を使用する場合、商品名、有効成分、有効成分使用量、使用期間、使用場所、使用の理由が記録されている。

- 10.7.4 農薬*を使用する際の輸送、保管、使用方法、漏出の際の緊急時取り扱い方法について、ILO 文書「職場での化学物質の使用における安全衛生」に従っている。
- 10.7.5 農薬*を使用する際は、効果を得た上で使用量が最小限とするような使用方法が用いられている。また周辺の景観*に対する効果的な保護施策が取られている。
- 10.7.6 農薬*の使用による、環境価値*の劣化と人体への健康被害は避けられている。影響があった際には、影響を軽減するもしくは環境価値と健康を回復している。
- 10.7.7 農薬*を使用する場合は以下をいずれも満たす：
- 1) 農薬*の選択、使用方法、使用時期、使用パターンは人体や目的以外の種に対して与えるリスクが最小限となるよう配慮されている。
 - 2) 病虫害を制御するためには当該農薬*が唯一の効果的かつ現実的で費用効果が高い方法であることを示す客観的な根拠がある。

10.8 組織は、生物的防除*を利用する際には国際的に認められた科学的取り決め*に従い、その利用を最小限に抑え、モニタリングを行い、厳しく制御しなければならない。生物的防除*を利用する際には、環境価値*の劣化を防ぎ、影響があった際には、影響を軽減するもしくは価値を回復させなければならない。(V4 基準 6.8)

規格策定者への指示：規格開発者は、FAO の外来生物的防除資材の輸入と放飼に関する取扱規約のための技術指針や、存在する国内法令など、生物的防除に関連する国際的に認められた科学的プロトコルを参照するか、関連項目を含めなければならない(指標 10.8.2)。

- 10.8.1 生物的防除*を利用する際には、その利用が最小限に抑えられ、モニタリングがされ、制御されている。
- 10.8.2 生物的防除*の利用は国際的に認められた科学的取り決め*に従っている。
- 10.8.3 生物的防除*を利用する際には、その種類、利用量、利用期間、利用場所、利用の理由を記録している。
- 10.8.4 生物的防除*の利用によりもたらされる環境価値*の劣化は防がれており、影響があった際には、影響が軽減されているもしくは価値が回復されている。

10.9 組織は、自然災害*のリスクを評価し、規模、強度、リスクに応じた範囲で自然災害による悪影響が低減されるような活動を実施しなくてはならない。(新規)

規格策定者への指示：規格策定者は国レベル、地域レベルで発生する自然災害の頻度、分布、重篤性を特定することが望ましい(指標 10.9.1)。

加えて、規格策定者は管理活動により増加するリスク(指標 10.9.3)および増加したリスクを低減できる可能性のある措置(指標 10.9.4)を特定することが望ましい。

自然災害には強風や自然火災などの自然かく乱も含まれる。これらについて、影響を低減する措置を取る際には、発生を防ぐまたは制御する努力をするのではなく、回復力を確実に発揮させることに注力すべきである(指標 10.9.2、10.9.4)。

- 10.9.1 自然災害*が管理区画*内のインフラ*、森林資源、地域社会に与え得る悪影響を評価している。
- 10.9.2 管理活動がこれらの悪影響を低減している。
- 10.9.3 管理活動により影響を受け得る自然災害*に関しては、管理活動が災害の頻度、分布、重篤性を高めるリスクが特定されている。
- 10.9.4 特定されたリスクを低減するために、管理活動が修正されているおよび/または対策が検討、実施されている。

10.10 組織は、水資源と土壌が保護され、希少種*、危急種*、生息域*、生態系*、景観的な価値*のかく乱と劣化を防ぎ、かく乱と劣化が起こった場合は、低減および/または元の状態へ回復するよう、インフラ*の整備、輸送活動および造林*の管理を行わなくてはならない。(V4 基準 6.5)

- 10.10.1 インフラ*の開発、整備、利用および輸送活動は基準 6.1 で特定された環境価値*を保護するよう管理されている。
- 10.10.2 造林*施業は基準 6.1 で特定された環境価値*の保護を保証するよう管理されている。
- 10.10.3 河川・溪流*、湖沼*、土壌、希少種*、危急種*、生息域*、生態系*、景観的な価値*のかく乱または劣化が防がれており、かく乱または劣化が起こった場合は迅速に*低減、回復されている。またこれらが再発しないように管理活動が修正されている。

10.11 組織は、環境価値*が保全され、販売可能な未利用残材を減少させ、他の林産物およびサービスに与えるダメージを回避するよう、木材および非木材林産物*の収穫に関わる活動を管理しなくてはならない。(V4 基準 5.3、6.5)

規格策定者への指示：規格策定者は以下の文書が国レベルで適当な場合、参照するか、関連項目を国内規格に取り入れることが望ましい(指標 10.11.1、10.11.4)。

- FAO の森林収穫施業のモデル規約
- 低インパクト伐採文書

規格策定者は高価値木伐採を防ぐための指標を作成しなければならない(指標 10.11.2)。

- 10.11.1 木材および非木材森林生産物*の収穫は、基準 6.1 で特定された環境価値*を保全するよう実施されている。
- 10.11.2 収穫では、販売可能な残材が最大限利用されている。
- 10.11.3 環境価値*を保全するために十分な量の枯死、腐朽しているバイオマスおよび森林構造が残されている。
- 10.11.4 収穫は、残存木、林地残材やその他の環境価値*へのダメージが最小限になるよう実施されている。

10.12 組織は、環境に配慮した適切な方法で廃棄物の処理を行わなければならない。(V4 基準 6.7)

規格策定者への指示：規格策定者は、環境に適切な方法での廃棄物処理が規定されている国内規制を参照しなければならない。また、国内規制が不十分または存在しない場合は、追加指標を策定しなければならない。

10.12.1 廃棄物の収集、清掃、輸送、処分は環境に配慮した適切な方法で、基準 6.1 で特定された環境価値を保全するように行われている。

G 用語集

本用語集では可能な限り国際的に認められている定義を採用している。情報源として例えば国際連合食糧農業機関(FAO)、生物多様性条約(1992)、ミレニアム生態系評価(2005)、また国際自然保護連合(IUCN)や国際労働機関(ILO)、生物多様性条約の侵略的外来種プログラムのウェブサイトで提供されているオンライン用語集が含まれる。その他の情報源が使用された際にはその都度参照先が記載されている。

「～に基づく」という表現は元々の国際的な情報源で示されている定義を編集していることを意味する。

国際標準指標で使用されている単語は本用語集または他の FSC 規準文書で定義されていない限り、オックスフォード英語辞典縮約版またはコンサイス・オックスフォード辞典に従っている。

順応的管理(Adaptive management)：現在実施されている取組みの結果から学ぶことにより、継続的に管理方針と管理方法を向上させる体系的なプロセス。(情報源：国際自然保護連合(IUCN)に基づく。IUCN のウェブサイト提供されている用語集の定義)

影響を受ける利害関係者(Affected stakeholder)：管理区画の活動による影響の対象となっている、またはなりそうな個人、グループまたは事業体。例には管理区画の近隣に位置する個人、グループまたは事業体が挙げられるが、これらに限られない(例えば下流の土地所有者の場合)。

以下は影響を受ける利害関係者の例である：

- 地域社会。
- 先住民族。
- 労働者。
- 森林居住者。
- 近隣住民。
- 下流の土地所有者。
- 地元加工業者。
- 地元企業。
- 土地所有者を含む保有権と利用権の所有者。
- 影響を受ける利害関係者から許可を得て、または代わりに行動している組織。例えば社会や環境 NGO、労働組合など。

(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

外来種(Alien species)：過去または現在の自然分布の外で導入された種、亜種または下位の分類群。これにはそれらの種の配偶子、種、卵、珠芽など生存した結果繁殖する可能性のあるいかなる部分も含まれる。(情報源：生物多様性条約(CBD) 侵略的な外来種プログラム。CBD のウェブサイト提供されている用語集)

適用される法律(Applicable law)：管理区画内で、または管理区画の便益のために法人や企業体としての組織に適用され、FSC の原則と基準の実施に影響がある法律。

これには成文法、判例法、従属規制、関連行政手続き、また他の法律に常に優先する憲法が含まれる。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

帯水層(Aquifer)：十分に飽和した浸透性の物質を含む層、一連の層または層の一部で、地域の経済的に価値のある水源として大量の水を保有し、湧水を供給するもの。(情報源：Gratzfeld, J. 2003 年。乾燥地帯と半乾燥地帯の採取産業。国際自然保護連合(IUCN))

利用可能な最も有効な情報(Best Available Information)：最も信頼ができ正確かつ完全で、かつ/または関連性があるデータ、事実、文書、専門家の意見、現地調査やコンサルティングの結果であり、予防手段に則り、管理区画の規模と強度に応じて差し支えない範囲の労力と費用で入手できるもの。

拘束力のある契約(Binding Agreement)：署名者にとって強制的であり法的強制力のある取決めや約束。文書化されていてもされていなくても良い。契約の当事者は自由に関わることができ、契約の承認は任意である。

生物多様性(Biological diversity)：陸域、海域、その他の水域生態系のあらゆる生物間のばらつき、およびそれら生物が一部をなす生態系の複雑さ。これには種内の多様性、種間の多様性、そして生態系の多様性が含まれる。(情報源：生物多様性条約 1992 年 第 2 条)

生物的防除(Biological control agents)：他の生物の個体数を制御するまたは駆逐するために使用される生物。(情報源：FSC-STD-01-001 第 4-0 版および国際自然保護連合(IUCN)に基づく。IUCN のウェブサイト提供されている用語集)

機密情報(Confidential information)：もし公開されると組織、組織の事業、または利害関係者、顧客、競合他者との関係がリスクにさらされる可能性のある社外秘の事実、データや内容。

原則と基準と法律の不整合(Conflicts between the Principles and Criteria and laws)：原則と基準および法律のすべてを同時に満たすことが不可能な状況。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

接続性(Connectivity)：回廊、網、マトリックスがどの程度接続しているかまたは空間的に連続しているかを示した尺度。ギャップが少ないほど接続性が高い。構造的な接続性のコンセプトに関係している。機能的または行動的接続性とは動物が異なるタイプの景観要素を移動するようなプロセスにおいてどの程度地域が接続しているかを表すものである。水系の接続性とは、異なる水域生態系の間を、地下水や表面水を通じてどの程度物質や生物が移動できるかを表している。(情報源：R.T.T. Forman. 1995 年に基づく。土地のモザイク。景観と地域の生態学。ケンブリッジ大学プレス 632 ページ)

保全/保護(Conservation/Protection)：これらの用語は、特定された環境価値や文化的な価値を長期に渡って維持するように設計された管理活動に言及する際に共通して使用される。管理活動は全く何もしない、または最小限の介入に留めることから、これら特定された価値を維持するために設計された活動、または維持との両立が可能な範囲の適切な介入まで可能である。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

保全地域網(Conservation Areas Network)：保全が主目的または唯一の目的である管理区画の一部。このような場所には代表的な見本地域、保全地帯、保護区、接続性地域、高い保護価値(HCV)の維持地域が含まれる。

保全地帯と保護区(Conservation zones and protection areas)：種、生息域、生態系、自然の特徴または自然環境や文化的な価値によるサイト特有の価値を保護することを主に設計、管理されている、またはモニタリング、評価、調査研究を目的として定められた地域。必ずしも他の管理活動を排除するものではない。原則と基準

の目的において、これらの用語は共通して使用され、どちらかがより高い保全、保護度合いを示すものではない。「Protected area」という用語は多くの国において国の規制によりカバーされる法的または公的なものを指すことが多いため、本項目では「Protection area」という用語を用いる。原則と基準の内容に従い、これらの地域の管理には、受け身の保護ではなく積極的な保護が含まれることが望ましい。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

重要(な)(Critical)：原則 9 および HCV に関して使用される重要または基本的という考え方は、代替不可であることを意味し、この HCV の消失や深刻なダメージは影響を受ける利害関係者に対する甚大な被害や苦痛の原因となるであろう程度を意味する。ある生態系サービスについて、そのサービスの崩壊が地域社会、環境、HCV、重要なインフラ(道、ダム、ビルなど)の機能の繁栄、健全性や存続に対して深刻な負の影響を与える可能性が高い、または脅威を有する場合、その生態系サービスは重要である(HCV 4)と考える。ここでの重要な概念は天然資源、環境価値、社会経済価値の重要性とそれらへのリスクに関連している。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

基準(Criterion, pl. Criteria)：(森林管理の)原則が満たされているかどうかを判断するための方法。(情報源：FSC-STD-01-001 第 4-0 版)

文化的に適切[な方法](Culturally appropriate [mechanisms])：対象グループに届くための、彼らの慣習、価値観、繊細さ、生活様式に調和した方法/アプローチ。

慣習法(Customary law)：関連した一連の慣習的な権利は慣習法とみなされることがある。司法権の中には定められた権限分野における慣習法は成文法と同等として扱われ、決められた民族やその他の社会グループに対しては成文法の代替となり得る。司法権によっては慣習法は成文法を補完し、特定の状況下で適用される。(情報源：N.L. Peluso and P. Vandergeest. 2001 年に基づく。インドネシア、マレーシア、タイにおける政治森林と慣習的な権利の系統学。アジア研究ジャーナル 60(3):761-812)

慣習的な権利(Customary rights)：長期に渡る一連の習慣や慣習的な行動に由来する権利であり、妨げられずに黙認されながら常に繰り返されることにより、地理的または社会学的な区画の中で法的な効力を得たもの。(情報源：FSC-STD-01-001 第 4-0 版)

争議(Dispute)：IGI の目的においては、管理活動や FSC の原則と基準への適合に関する組織への苦情として提示された、個人や組織による不満を意味する。提示された苦情に対しては回答が期待されている。(情報源：FSC-PRO-01-005 第 3-0 版 要請への対処に基づく)

期間が長い争議(Dispute of substantial duration)：FSC 制度で事前に定義されている期間(FSC-STD-20-001 に基づき、苦情の受理から 6 ヶ月)の倍を超えて継続している争議。

規模が大きい争議(Dispute of substantial magnitude)：IGI の目的においては、次のうち 1 つ以上に該当する争議を意味する：

- 先住民と地域住民の合法的または慣習的な権利に影響する。
- 管理活動の悪影響の規模が、その悪影響を回復または軽減できない程度である。
- 物理的な暴力。
- 資産の破壊。
- 軍事力の存在。

- 労働者や利害関係者への脅迫行為。

この一覧は規格策定者により編集または拡大されることが望ましい。

経済的な継続性(Economic viability)：比較的独立した社会、経済または政治的な単位として発展、生存していく能力。経済的な継続性には収益性が必要かもしれないが、同義語ではない。(情報源：欧州環境機関のウェブサイトで提供されている定義に基づく)

生態系(Ecosystem)：植物、動物および微生物の群衆とこれらを取り巻く非生物的な環境とが相互に作用してひとつの機能的な単位を成す動的な複合体。(情報源：生物多様性条約 1992 年 第 2 条)

生態系機能(Ecosystem function)：生態系がその完全性を保つための一連の状態やプロセス(一次生産力、食物連鎖、生物地球化学的循環のような)に関係する本質的な生態系の特徴。生態系機能には分解、生産、栄養循環、栄養とエネルギーのフラックスといったプロセスが含まれる。FSC の目的においては、遺伝子流動とかく乱状況、更新周期と遷移段階のような生態学的かつ進化的プロセスが定義に含まれる。(情報源：R. Hassan, R. Scholes and N. Ash. 2005 年に基づく。生態系と人類の幸福：統合法。ミレニアム生態系評価。アイランドプレス ワシントン DC、および R.F. Noss. 1990 年。生物多様性のモニタリングのための指標：階層的アプローチ。保全生態学 4(4):355-364)

生態系サービス(Ecosystem services)：生態系から人々が享受する便益。これには以下が含まれる：

- 食料、林産物、水といった提供サービス。
- 洪水、渇水、土地の劣化、大気環境、気候、病気の制御といった制御サービス。
- 土壌生成や栄養循環などの支持サービス。
- レクリエーション、精神的、宗教的便益といった文化サービスと文化価値。

(情報源：R. Hassan, R. Scholes and N. Ash. 2005 年に基づく。生態系と人類の幸福：統合法。ミレニアム生態系評価。アイランドプレス ワシントン DC)

関与の下 / 関与(Engaging / engagement)：管理計画の作成、実施、更新において、関心の高いおよび/または影響を受ける利害関係者の懸念、希望、期待、ニーズ、権利、機会が検討されることを保証するために、組織が行うコミュニケーション、コンサルテーションおよび/または参加機会の提供のプロセス。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

環境影響評価(Environmental Impact Assessment, EIA)：予定されているプロジェクトの潜在的な環境および社会的影響を特定するために用いられる体系的なプロセス。これは代替方法を評価し、適切な予防、軽減、管理、モニタリングの手段を設計し、取り入れるために実施される。(情報源：環境影響評価 - FAO フィールドプロジェクトのガイドラインに基づく。国際連合食糧農業機関(FAO)。ローマ)

環境価値(Environmental values)：以下の生物物理学的かつ人間環境の一連の要素：

- 生態系機能(炭素隔離と炭素貯蔵を含む)。
- 生物多様性。
- 水資源。

- 土壌。
- 大気。
- 景観価値(文化的および精神的な価値を含む)。

これらの要素の実際の価値は人間と社会の認識による。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

外部性(Externalities)：活動による好影響と悪影響のうち、活動に直接関わっていない利害関係者に影響があるもの、もしくは通常の会計システムには入力されないため、この活動による製品の市場価格がコストや便益のすべてを繁栄できない天然資源または環境に影響があるもの。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

公正な補償(Fair compensation)：他者により提供されたサービスのタイプや大きさに比例した報酬または当事者に起因する損害への対価。

肥料(Fertilizer)：無機物または有機物。一般的に N(窒素)、P₂O₅ (五酸化二リン)、K₂O (酸化カリウム)が植物の成長を促すために土壌に使用される。

焦点生物種(Focal species)：景観がそこで発生する種の要件を満たす場合に、その種が存在し続けるための要件が特徴を定義付けている種。(情報源：Lambeck, R., J. 1997 年。焦点生物種：自然保全のための複数種アンブレラ。保全生物学 vol 11 (4): 849-856.)

森林(Forest)：木々により占められている土地の広がり。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版。1998 年に初版が公開された認証機関のための FSC ガイドライン、森林認証の範囲、2.1 項に由来。2005 年に FSC-GUI-20-200 として改定。2010 年に FSC-DIR-20-007 森林管理評価のための FSC ディレクティブとして改定。ADVICE-20-007-01)

公式および非公式な労働組合(Formal and informal workers organization)：労働者の権利を推進し、特に流動環境と補償に関して組織と取り決めを行う際の代表となるべく組織される労働者の連合や組合。法律または組織により認知されているもの、どちらからも認知されていないものがある。

事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく同意(Free, Prior, and Informed Consent, FPIC)：活動が開始される前に個人またはコミュニティが同意することができる合法的な状態であり、事実および活動の結果起こりうる事象の正しい認識と理解、また同意の際に関連する事実を全て把握していることに基づく。事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく同意には承認を与える、編集する、保留するまたは却下する権利が含まれる。(情報源：先住民による事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく同意の原則の事前調査結果報告書に基づく。(E/CN.4/Sub.2/AC.4/2004/4 2004 年 7 月 8 日)。国際連合人権委員会の 22 回目のセッション。人権の保護と推進の小委員会。先住民族に関するワーキンググループ 2014 年 7 月 19 日～23 日)

男女平等(Gender equality)：女性と男性が自身の人権を実感する上で、また経済、社会、文化、政治的な発展へ貢献し、これらから便益を得る上で同じ条件であることを指す。(情報源：FAO を編集。国際農業開発基金(IFAD)と ILO による農業と地方

雇用の性別特徴のギャップ、傾向、現状調査に関するワークショップ：貧困から脱出するための差別化された道筋。ローマ 2009 年 3 月 31 日～4 月 2 日)

遺伝子組換え生物(Genetically modified organism)：自然交配および/または自然な形質転換では起こりえない方法で遺伝物質が変化させられた生物(情報源：FSC-POL-30-602 遺伝子組換え生物に関する FSC の見解に基づく)

遺伝子型(Genotype)：生物の遺伝子構成。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

草原(Grassland)：樹木や灌木による被覆度が 10%未満である草本植物で覆われた土地。(情報源：国際連合環境計画。FAO. 2002 年に掲載。様々な利害関係者による使用のための森林関係定義の調和に関する 2 回目の専門家ミーティング)

生息域(Habitat)：生物または個体群が発生する場所やサイトのタイプ。(情報源：生物多様性条約に基づく。第 2 条)

生息域の特徴(Habitat features)：以下を含むが、これらに限定されるものではない：

- 古い商業用樹種および非商業用樹種であり、樹齡が主な上層木の平均樹齡よりも著しく高いもの。
- 特別な生態学的価値のある木々。
- 垂直的、水平的な複雑さ。
- 立枯れした木。
- 枯れた倒木。
- 自然のかく乱に起因する森林の空地。
- 営巣地。
- 小さな湿地、泥沼、湿原。
- 池。
- 生殖地。
- 季節的な接触地を含めた摂食地、退避地。
- 移住地。
- 冬眠地。

高い保護価値(HCV) (High Conservation Value, HCV)：以下のいずれかに該当する価値：

- HCV1 - 種の多様性。世界、地域または国レベルで重要な固有種と希少種、危急種または絶滅危惧種を含む生物多様性が集中している場所。
- HCV 2 - 景観レベルでの生態系とモザイク。世界、地域、国レベルで重要であり、数多くの自然発生種の存続可能な個体群が本来の分布や数で存在している原生林景観、大規模な生態系と生態系のモザイク。
- HCV 3 - 生態系と生息域。希少、危急または絶滅が危惧される生態系、生息域またはレフュジア(退避地)。
- HCV 4 - 不可欠な生態系サービス。集水域の保護や脆弱な土壌と斜面の侵食抑制を含む、危機的な状況で発揮されている基本的な生態系サービス。

- **HCV 5 - 地域社会のニーズ。**地域社会または先住民族の関与の下で特定された、地域社会または先住民族の基本的な生活(例：生計、健康、栄養、水など)に欠かせない場所と資源。
- **HCV 6 - 文化的価値。**世界的または国家的な規模で文化的、考古学的または歴史的に重要な場所、資源、生息域と景観、および/または地域社会または先住民族との協議の下で特定された、地域社会または先住民族の伝統文化にとって文化的、生態学的、経済的または宗教的/精神的に非常に重要な場所、資源、生息域と景観。

(情報源：FSC-STD-01-001 V5-0 に基づく)。

高い保護価値(HCV)の維持地域(High Conservation Value Areas)：特定された高い保護価値(HCV)を内在する、および/またはこの HCV の存続と維持のために必要な地帯や物理的な空間。

高価値木伐採(High grading)：最も品質の良い、価値の高い木のみを抜き伐りする施業方法。多くの場合、新たな苗の植栽を伴わない、または下層の低品質な劣勢木が残されることにより、森林の生態学的な健全性を劣化させ、商業的な価値を低下させる。高価値木伐採は持続的な資源管理と対立する。(情報源：森林管理用語に基づく。森林資源北カルフォルニア事業部。2009 年 3 月)

指標(Indicator)：管理区画が FSC 基準の要求事項に適合しているかを判断する手法を提供し、測定または記述可能な定量的または定性的な可変項目。そのため指標と関連閾値は管理区画レベルでの責任ある森林管理のための要求事項を決定し、森林評価の基礎となる。(情報源：FSC-STD-01-002 V1-0 FSC 用語集(2009 年))

先住民族(Indigenous Peoples)：以下のように認識、特徴付けできる人々やグループ：

- 主な特徴または基準は個人レベルでの先住民としての自己認識とコミュニティによる彼らのメンバーとしての受け入れである。
- 植民地時代前および/または開拓者入植後からの歴史的な継続性。
- テリトリーと周辺天然資源との強い結びつき。
- 独特な社会、経済または政治制度。
- 独特な言語、文化および信仰。
- 社会の中で非支配的なグループを形成。
- 独特な民族やコミュニティとして先祖代々の環境と仕組みを維持、継続する決意を固めている。

(情報源：国連 先住民族常設フォーラムを編集。 事実報告書「先住民族とは誰か」2007 年 10 月。国連開発グループ、「先住民の問題に関するガイドライン」国連 2009 年、先住民族の権利に関する国際連合宣言 2007 年 9 月 13 日)

インフラ(インフラストラクチャー)(Infrastructure)：森林管理においては、道、橋、暗渠、土場、採石場、貯水池、建物、管理計画の実施に必要なその他の構造物。

原生林景観(Intact Forest Landscape)：森林および非森林生態系を含む現在の世界の森林被覆内の領域で人の経済活動による影響が最小限であり、少なくとも 500 km² (50,000 ha)の面積かつ 10 km の幅(領域の境界に内接する円の直径として計測)

を持つもの。(情報源：原生林 / グローバルフォレストウォッチ。原生林ウェブサイト
で提供されている用語集の定義。2006 年～2014 年)

知的財産(Intellectual property)：慣行、知識、工夫およびその他の知的創造物。(情報源：生物多様性条約に基づく。第 8 条(j)、および世界知的所有権機関。知的財産
とは何か？ 世界知的所有権機関発行物 No. 450(E))

強度(Intensity)：管理活動または活動の影響の性格を左右するその他の事象の強
さ、重大さ、強度を表す尺度。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

関心の高い利害関係者(Interested stakeholder)：管理区画の活動について関心を示
しているまたは関心があることが知られている個人、グループまたは事業体。以下
は関心の高い利害関係者の例である：

- 保全団体。例えば環境 NGO。
- 労働者(の権利)団体。例えば労働組合。
- 人権団体。例えば社会 NGO。
- 地域の開発プロジェクト。
- 地域行政。
- 国の地域事務所。
- FSC ナショナルオフィス(FSC ジャパン)。
- 特定の問題に関する専門家。例えば高い保護価値(HCV)。

(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

国際的に認められた科学的取り決め(Internationally accepted scientific protocol)：国際的な科学ネットワークまたは組織により発行された、または国際的
な科学論文で頻繁に使用されている科学に基づいた所定の手順。(情報源：FSC-
STD-01-001 第 5-0 版)

侵略的な種(Invasive species)：自然分布を超えて急速に拡大している種。侵略的な
種は在来種間の生態学的な関係を変えることができ、生態系機能および人間の健康
に影響し得る。(情報源：国際自然保護連合(IUCN)に基づく。IUCN のウェブサイト
で提供されている用語集の定義)

土地とテリトリー(Lands and territories)：原則と基準においては先住民族または地
域社会が伝統的に所有していた、または慣習的に使用していた、または占領してい
た土地またはテリトリーを意味し、これらに存在する天然資源へのアクセスが彼ら
の文化や生活の持続性には必要不可欠である。(情報源：世界銀行セーフガード業務
政策(OP) 4.10 に基づく。先住民族 16 項 (a). 2005 年 7 月)

景観(Landscape)：ある地域内の地質、地理、土壌、気候、生物および人為の相互
作用の影響に起因する相互に影響しあう生態系により構成される地理的なモザイ
ク。(情報源：情報源：国際自然保護連合(IUCN)に基づく。IUCN のウェブサイト
で提供されている用語集の定義)

景観的な価値(Landscape values)：景観的な価値は物理的な景観に人間の知覚レイ
ヤーを重ねることで視覚化できる。経済的価値、レクリエーション的価値、視覚的
な品質のようないくつかの景観的な価値は物理的な景観の特徴と密接に関係してい
る。本質的または精神的な価値のようなその他の景観的な価値は象徴的な性質を持

ち、物理的な景観の特徴よりも個々人の感じ方や社会の成り立ちに影響を受ける。
(情報源：景観的な価値研究所のウェブサイトに基づく)

合法的(Legal)：主要な法令(国または地域の法律)または二次的な法令(補助規制、判決、命令など)に従っている。「合法的」には法的能力を有する機関によるルールに基づいた決定も含まれる。この際の決定は法律や規制から直接かつ論理的に生じる。決定が法律や規制から直接かつ論理的に生じていなく、かつルールに基づくのではなく行政判断に基づいている場合、法的能力を有する機関による決定は「合法的」とならないことがある。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)。

法的能力を有する(Legally competent)：一定の機能を果たすために法により義務付けられている。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)。

登記(登録)(Legal registration)：商業的に商品および/サービスの売買をする権利を伴う事業体として運営することに対する国または地域の法的ライセンスまたは一連の許可。これらのライセンスまたは許可は個人、私有企業、公有法人に適用できる。商業的に商品および/サービスの売買をする権利には、これらを行う義務は付属しないため、登記(登録)は商品またはサービスの販売を行わない管理区画にも適用される。このような管理区画には例えば、値段の付かないレクリエーションまたは生物多様性や生息域の保全を目的としたものがある。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)。

法的区分(Legal status)：管理区画が法律に従って分類される方法。保有権の観点からは共有地、借地、自由保有地、国有地、公有地などの保有権のカテゴリーを意味する。管理区画がひとつのカテゴリーから他のカテゴリーに転換される場合(例えば国有地から先住民による共有地への転換)、法的区分には移行過程における現在の状態が含まれる。国の行政の観点からは土地は国民のものであり、国民を代表して国の機関が管理をし、コンセッション(伐採権所有地)を通じて民間セクターに貸し出すというように法的区分を捉えることもできる。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)。

生活賃金(Living wage)：労働者が特定の場所で標準的な週間労働時間働いて受け取る報酬で、労働者または労働者とその家族がまともな生活水準を得るために十分な金額。まともな生活水準の要素には食料、水、住居、教育、健康管理、移動、衣服や予期せぬ出来事への措置を含むその他の必需品が含まれる。(情報源：生活賃金への共通アプローチ。国際社会環境認定表示連合(ISEAL)生活賃金グループ。2013 年 11 月)

地域社会(Local communities)：管理区画内または管理区画に隣接しているいかなる大きさのコミュニティも含まれ、その近さから管理区画の経済価値、環境価値へ大きな影響を持つまたは、管理区画の生物物理学的側面や管理活動により彼らの経済、権利または環境が大きな影響を受ける。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)。

地域の法律(Local laws)：国の領土内における特定の地理的な区域に限定して適用される一連の主要な法律と二次的な法律(法令、条例、規則、判決)、およびこれらの法律から直接的かつ明確に権限が発生する二次的な規制と行政手続き(規範、要求事項)。ウェストファリアシステムに従い、法律は権限が発生させる。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)。

長期(Long-term)：管理計画の目的、伐採周期、森林被覆を維持することへの公約に明示されている森林所有者または森林管理者の時間規模。内容や生態学的な状態により実際の長さは異なる。時間の長さを決める要因には、伐採やかく乱のあった後に、ある生態系がその自然構造と自然構成に回復するまでの時間、または成熟林や

原生状態に回復するまでの時間が関係する。(情報源：FSC-STD-01-002 V1-0 FSC用語集 (2009))

管理目的(Management objective)：本規格の要求事項を達成するために設定された特定の管理目標、業務、結果とアプローチ。

管理計画(Management plan)：管理者、従業員または組織により管理区画内や管理区画に関連して実施される活動を説明し、論理付け、規制する文書、報告書、記録、地図の集合。これには目的と方針の文面も含まれる。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)。

管理計画モニタリング(Management plan monitoring)：管理目標の達成度を評価するためのフォローアップおよび監視手順。モニタリング活動の結果は順応的管理の実施に利用される。

管理区画(Management Unit)：管理計画で述べられている一連の明確な長期管理目標のために管理されている、明確に定められた境界を持ち、FSC 認証の対象として示された空間的地域。この地域には以下が含まれる：

- この空間的地域内や隣接地に存在するすべての施設と土地のうち、管理目標への貢献のために組織が法的所有権を持つもの、または組織が管理権限を持つもの、または組織のために運営されているもの。
- この空間的地域の外、かつ隣接もしていない場所に存在するすべての施設と土地のうち、管理目標への貢献のみを目的として組織により運営されているもの、または組織のために運営されているもの。

(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)。

経営的統制(Managerial control)：国内の商業法の中で営利企業の経営層のために定義された責務。FSC においては公共セクターの組織にも適用されると考える。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)。

国の法律(National laws)：国の領土内で適用される一連の主要な法律と二次的な法律(法令、条例、規則、判決)、およびこれらの法律から直接的かつ明確に権限が発生する二次的な規制と行政手続き (規範、要求事項)。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)。

在来種(Native species)：自然分布内(過去または現在)および自然拡散可能範囲内(自然に占めている、または直接的、間接的な人為導入がない状態で占めることができる範囲内)で発生した種、亜種または下位の分類群。(情報源：生物多様性条約(CBD) 侵略的な外来種プログラム。CBD のウェブサイトを提供されている用語集)

自然状況(状態)/自然生態系(Natural conditions/native ecosystem)：原則と基準およびいかなる復元技術の適用においても、「より自然に近い状態」や「自然生態系」という用語は管理サイトにおいて地域において典型的な在来種と在来種に紐づくものを優先するまたは復元すること、また在来種に紐づくものやその他の環境価値を管理することで地域において典型的な生態系が形成されるようにすることを意味する。より詳細なガイドラインを国内規格において提供してもよい。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)。

自然林(Natural forest)：多くの自然生態系の重要な特徴と主要要素を残し、人工林として分類されていない森林地域。自然生態系の主要要素には複雑性、構造と生物多様性、土壌特性、動植物などが挙げられ、またすべてまたはほぼすべての樹木が在来種であるという特徴がある。

自然林には以下のカテゴリーが含まれる：

- 伐採やその他のかく乱により影響を受けた森林のうち、天然更新と人工更新の組合せにより、そのサイトの自然林に典型的な樹種に更新されつつある、または更新されているものであり、地上部、地下部に多くの自然林の特徴が残っているもの。自然状態で1種もしくは限られた種数のみで構成されている北方林と北温帯林では、天然更新と人工更新の組合せにより、同じ在来種への更新をしており、そのサイトの自然生態系の主要な要素と重要な特徴のほとんどが残されている場合、これは人工林への転換とはみなさない。
- 天然更新や人為補助を加えた天然更新を含む伝統的な造林方法により維持されている自然林。
- 非森林地域で更新した在来種によりよく発達した二次林。
- 自然林の定義には 木に覆われた生態系(wooded ecosystem)、森林地帯(woodland)、サバンナを含めても良い

自然林の説明とその主要な特徴と主要な要素については、適切な記述や例を用いて国内規格でより詳細に説明してもよい。

自然林には、以前は森林でなく、自然生態系の要素と特徴を多く持たなく、木々により占められてない土地は含まれない。更新段階が若い森林は、何年か後に生態学的な遷移が進んだ際に自然林とみなされるようになるかもしれない。国内規格においてどのようなときにそのような土地を管理区画から除外してもよいか、より自然に近い状態に復元されるべきか、または他の土地利用へ転換できるかを示してもよい。

FSC では面積、密度、樹高などに関する異なるカテゴリーの森林について定量的な閾値を定めていない。適切な記述や例を用いて国内規格でそのような閾値やその他のガイドラインを定めてもよい。そのようなガイドラインがない場合、主に在来樹種により占められている地域を自然林として扱ってもよい。

閾値とガイドラインは以下をカバーするように定められる：

- 管理区画に含まれる生態系、その他の植生タイプや非森林群。これには草原、低木林地、湿地、開けた森林地帯などが含まれる
- 空地や耕作放棄農地での先駆手による遷移の初期段階で、まだ自然生態系の重要な特徴と主要な要素の多くを持たない土地。何年か後に生態学的な遷移が進んだ際に自然林とみなすことができるかもしれない。
- 自然林地域で成長している更新段階の若い天然更新林分は、伐採、皆伐、その他のかく乱の後だとしても地上部と地下部に自然生態系の重要な特徴と主要な要素の多くを残しているために自然林とみなしてもよい。
- 森林破壊および森林劣化がひどく、すでに木々により占められなくなっている地域は、地上部と地下部に自然林の重要な特徴と主要な要素を少ししか持たない場合に非森林地域とみなしてもよい。このような極端な劣化は多くの場合、繰り返された過剰な伐採、放牧、農業、薪の採取、狩猟、火事、侵食、採鉱、居住、インフラ整備などの結果起こる。国内規格においてどのようなときにそのような土地を管理区画から除外してもよいか、より自然に近い状態に復元されるべきか、または他の土地利用へ転換できるかを示してもよい。

(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版).

自然災害(Natural Hazards)：管理区画の社会価値、環境価値をリスクに晒しかねないかく乱。同時にこれは渇水、洪水、火事、地滑り、暴風雨、雪崩などの重要な生態系機能も包含する。

非木材林産物(NTFP) (Non-timber forest products, NTFP)：管理区画に由来する木材以外のすべての製品。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版).

目的(Objective)：森林事業体としての組織により定められた基本的な目的であり、方針決定や目的達成のための方法の選択を含む。(情報源：F.C. Osmaston. 1968 年に基づく。森林の管理。Hafner, ニューヨーク。および D.R. Johnston, A.J. Grayson, R.T. Bradley. 1967 年。森林計画。Faber & Faber, ロンドン。)

義務的行動規範(Obligatory code of practice)：法律により、組織が実行しなければならないマニュアル、ハンドブックまたはその他の技術指示書。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

労働災害(Occupational accident)：労働の最中または労働に起因して発生し、致命的または非致命的な負傷。(情報源：国際労働機関(ILO)。図書館および情報サービス局。ILO ウェブサイトで提供されている ILO 用語事典)

業務上の疾病(Occupational disease)：労働活動に起因するリスク因子にさらされたことにより罹った疾病。(情報源：国際労働機関(ILO)。図書館および情報サービス局。ILO ウェブサイトで提供されている ILO 用語事典)

業務上の負傷(Occupational injuries)：労働災害に起因する個人的な負傷、疾病または死。(情報源：国際労働機関(ILO)。図書館および情報サービス局。ILO ウェブサイトで提供されている ILO 用語事典)

生物(Organism)：遺伝物質を複製または伝達することができる生物学的存在。(情報源：理事会指令 90/220/EEC)

組織(The Organization)：認証取得または申請をしている個人や事業体であり、FSC 認証の基となる要求事項への適合を示す責任をもつもの。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

泥炭地(Peatland)：冠水、浸水した土地から構成されており、大きな有機物の蓄積を伴い、ある程度の酸性状況に起因して貧弱な植生層により覆われており、琥珀色の特徴を見せる。(情報源：Aguilar, L. 2001. 漁師、海洋と潮流について。IUCN。サンノゼ(コスタリカ)

農薬(Pesticide)：病虫害を制御または無害化して植物、樹木またはその他の植物製品を守るために調合、使用される製剤や物質。この定義には殺虫剤、殺鼠剤、ダニ駆除剤、軟体動物駆除剤、殺幼虫剤、殺菌剤、除草剤が含まれる。(情報源：FSC-POL-30-001 FSC 農薬方針 (2005))

人工林(Plantation)：外来種または在来種を用いた植栽または播種により成立した森林地帯。多くの場合、使用される樹種は 1 種か限られた種数であり、等間隔かつ同林齢の森林をなし、自然林の重要な特徴と主要要素には欠ける。適切な記述や例を用いて、例えば下記のように国内規格でより詳細に人工林を定義してもよい：

- 元々人工林の定義を満たしていた地域が経年変化により自然生態系の重要な特徴と主要要素の多くまたはほとんどを示すようになった場合、この地域を自然林に分類することができる。

- 生物多様性、生息域の多様性、構造の複雑さ、生態系機能を復元し、向上させるために管理されている人工林は、経年変化により自然林に分類することができる。
- 自然状態で 1 種もしくは限られた種数のみで構成されている北方林と北温帯林では、天然更新と人工更新の組合せにより、同じ在来種への更新をしており、そのサイトの自然生態系の主な要素と重要な特徴のほとんどが残されている場合、これは人工林への転換とはみなさない。

(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

予防手段(Precautionary approach)：利用可能な情報が管理活動の持つ環境への甚大または不可逆的なダメージの脅威または人間の福祉への脅威を示している場合に、たとえ科学的な情報が不完全または決定的でないとしても、また環境価値の脆弱性や繊細さが不明だとしても、組織は明確かつ効果的にこれらの脅威を防ぐ措置を取る必要があるとするアプローチ。(情報源：環境と開発に関するリオ宣言原則 15 に基づく。1992 年。およびウイングスプレッド会議における予防措置に関するウイングスプレッド宣言。1998 年 1 月 23 日～25 日)

伐採前[の状態](Pre-harvest [condition])：丸太伐倒および道路の敷設などの付属活動を実施する前の森林または人工林の多様性、構成および構造。

原則(Principle)：本質的なルールまたは要素。FSC においては森林管理に限定。(情報源：FSC-STD-01-001 第 4-0 版)

保護(Protection)：保全の定義参照。

保護区(Protection Area)：保全地帯の定義参照。

公開可能(Publicly available)：一般に人々が入手できるまたは閲覧できる状態。(情報源：コリンズ英語辞典 2003 版)

希少種(Rare species)：珍しいまたはめったに見られないが、絶滅危惧種に分類はされていない種。これらの種は地理的に限られた地域または生息域に所在するか広大な規模に貧しく点在する。これらは国際自然保護連合の準絶滅危惧種と概ね同義であり、近い将来に絶滅危惧種に指定されるであろう、またはされる可能性が高い種を含む。これらは imperiled species (日本語では絶滅危惧種となる)とも概ね同義である。(情報源：国際自然保護連合に基づく(2001 年)。国際自然保護連合レッドリストカテゴリーと基準：第 3.1 版。国際自然保護連合種の保存委員会。スイスおよびイギリスケンブリッジ)

批准している(Ratified)：国際的な法律、条約または合意(多国間の環境合意を含む)が国の議会または同様の法的手段により法的に承認されるプロセス。これにより国際的な法律、条約または合意が自動的に国内法の一部となるか、同じ法的な効果を得るための国内法の策定が始まる。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

差支えない範囲(Reasonable)：一般的な経験に基づき状況または目的に対して公平または適切であると判断される。(情報源：オックスフォード英語辞典縮約版)

低インパクト伐採(Reduced impact harvesting)：残存木への影響を軽減する技術を用いた伐採。(情報源：熱帯木材生産林における生物多様性の保全と持続的な利用のガイドラインに基づく。国際自然保護連合 2006 年)

レフュジア(退避地)(Refugia)：典型的には気候変動や人為かく乱に代表される大規模な変動が起こっておらず、地域の典型動植物が生存できる隔離された地域。(情報

源：Glen Canyon Dam 順応的管理プログラム用語集。Glen Canyon Dam のウェブサイトにおいて提供されている)

代表的な見本地域(Representative Sample Areas)：地理的な地域において自然発生する生態系の見本を保全または復元することを目的としている管理区画の線引きされた一部。

回復力(Resilience)：ストレスまたはプレッシャーに直面している中で、変化へ抵抗するまたは順応することによりシステムが主な機能を維持する能力。回復力は生態学的なシステムと社会的なシステムの両方に備わっている。(情報源：国際自然保護連合 世界保護地域委員会。2008 年。海洋保護区網の設立 - 実現しよう。ワシントン D.C. 国際自然保護連合 世界保護地域委員会 アメリカ海洋大気庁および自然保護協会)

復元 (Restore rights のみ、権利の回復と訳す) (Restore / Restoration)：これらの用語は文脈により、また日常会話で様々な使われ方をする。管理活動やその他の原因による環境価値へのダメージを修復するという意味で復元という用語が使われることもある。また強度に劣化した土地や、他の土地利用へ転換されたサイトをより自然に近い状態に形成するという意味で使われることもある。原則と基準では復元という用語は先史時代や産業革命前やその他の昔に存在していた特定の生態系を再構築するという意味で使用されることはない。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

組織は、組織の制御範囲を超えた要因により影響を受けた環境価値を必ずしも復元する義務はない。このような要因には例えば、自然災害、気候変動、公共インフラ整備のような第三者による合法的な活動、採鉱、狩猟、居住などがある。FSC-POL-20-003 認証範囲から除外される地域では、適切な場合にこれらの地域を認証範囲から除外するための手順を記載している。

組織は、過去のどこかの時点で存在していたかもしれない環境価値を必ずしも復元する義務もない。また以前の所有者により悪影響を与えられた環境価値も必ずしも復元する義務はない。しかし、このような過去の影響により管理区画が現在も継続して環境劣化している場合、組織は差し支えない範囲で劣化を軽減、制御、防除するための措置をとることが期待されている。

川岸地帯(Riparian zone)：陸地と湖沼 (河川・溪流を含む)の接触面とその場所に紐づく植生。

リスク(Risk)：管理区画で行われる活動によってもたらされる許容できない悪影響の可能性およびその結果の深刻さ。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)。

規模(Scale)：管理活動や関連事象が環境価値または管理区画に対して与える影響の大きさを時間的または空間的に表した尺度。空間的に小さな活動は毎年森林のごく小さな一部分のみに影響を与え、時間的に短い活動は発生頻度が低い。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

規模、強度、リスク (Scale, intensity and risk)：「規模」、「強度」「リスク」のそれぞれの定義参照。

重要(Significant)：原則 9 および HCV1、2、6 に関して重要度を評価するために主に以下の 3 つの形がある：

- 国際自然保護連合やバードライフ・インターナショナルのような国際的機関により与えられた指定、分類、認識されている保全状態。
- 生物多様性へ焦点をあてた国や地域の当局または国の保全責任団体による指定。

- 利用可能な情報や既知または存在を疑われている生物多様性の集中地にに基づく管理者、所有者、組織による任意の指定。その他の機関により正式に指定されている必要はない。

これら 3 つのいずれも HCV1、2、6 の指定の理由となる。世界中の多くの地域は、様々な方法で計測され、生物多様性にとって重要であるという指定を受けている。HCV1、2、6 の潜在的な存在を特定するためには生物多様性保全のための優先地域の地図や分類が非常に重要な役割を担う。(情報源：FSC-STD-01-001 第 5-0 版)

造林(Silviculture)：持続可能な方法で土地所有者と社会の様々なニーズと価値を満たすために森林の成立、成長、構成、健全性、質を管理する学問。(情報源：Nieuwenhuis, M. 2000 年。森林管理の用語。国際森林研究機関連合ワールドシリーズ Vol. 9. 国際森林研究機関連合 4.04.07 SilvaPlan and SilvaVoc)

利害関係者(Stakeholder)：影響を受ける利害関係者および関心の高い利害関係者の定義参照。

成文法(Statutory law or statute law)：国会制定法に含まれる法律の本文。(情報源：オックスフォード法律用語辞典)

保有権(Tenure)：特定の土地区画またはその中の関連資源(例えば木々、植物種、水、鉱物など)の所有、保有、入手および/または利用に関する一連の権利と義務について、個人またはグループが保持している社会的に定められた合意であり、法的規則または慣行により認められているもの。(情報源：国際自然保護連合(IUCN)に基づく。IUCN のウェブサイト提供されている用語集の定義)

脅威(脅かすもの)(Threat)：差し迫っている、または起こる可能性の高いダメージまたは悪影響の示唆または警告。(情報源：オックスフォード英語辞典に基づく)

危急種(Threatened species)：IUCN レッドリストカテゴリーにおける絶滅危惧Ⅱ類(VU)、絶滅危惧ⅠB類(EN)または絶滅危惧ⅠA類(CR)に該当する種であり、野生における絶滅のリスクが、高い、とても高いまたは極めて高い。FSC においてはこれらのカテゴリーを国の公的な分類(法的に重要なもの)、地域の状態、個体数密度(適切な保全措置の決定に影響)に従って再解釈してもよい。(情報源：国際自然保護連合に基づく(2001 年)。国際自然保護連合レッドリストカテゴリーと基準：第 3.1 版。国際自然保護連合種の保存委員会。スイスおよびイギリスケンブリッジ)

丸太伐採量(Timber harvesting level)：管理区画で実施された実際の伐採量であり、計算された(最大)可能伐採量と比較するために体積(例：立法メートル、ボードフィート)または面積(例：ヘクタール、エーカー)で記録される。

迅速に(Timely manner)：無理の無い範囲で状況が許す限り早く、組織により意図的に延期されず、適用される法律、契約、ライセンスまたは請求書を満たす。

伝統的知識(Traditional Knowledge)：コミュニティ内で発達、維持され、ひとつの世代から次の世代に受けつがれる情報、ノウハウ、技術および慣習。多くの場合コミュニティの文化の一部または精神的なアイデンティティを成す。(情報源：世界知的所有権機関(WIPO)に基づく。WIPO のウェブサイトの方針/伝統的知識で提供されている用語定義)

伝統的民族(Traditional peoples)：伝統的民族は、自身を先住民族と認識していないが、長期に渡り確立している慣習または伝統的な居住や利用に基づき、森林、そ

の他の資源と土地の権利を有する社会集団または民族である。(情報源：フォーレスト・ピープルズ・プログラム(Marcus Colchester 2009年10月7日))

支持する、尊重する(Uphold)：認めて、尊重し、支持し、応援する。(情報源：FSC-STD-01-001 第5-0版)

使用権(Use rights)：地域の慣習、双方の合意またはアクセス権を持つその他の事業体により規定されている管理区画の資源を使用するための権利。これらの権利は特定の資源を一定の消費量まで制限したり、特定の伐採技術の使用を制限したりすることがある。(情報源：FSC-STD-01-001 第5-0版)

検証可能な目標(Verifiable targets)：各管理目的の達成に向けた進捗を計測するために定められた具体的な到達点。例えば将来の望ましい森林の状態など。これらの到達点は明確な結果として表すことにより、到達の検証ができ、目標が達成されているか判断が可能となる。

ごく限られた割合(Very Limited portion)：1年間に影響を受けた面積が管理区画の0.5%を超えない、そして影響を受けた面積の合計が管理区画の5%を超えない。(情報源：FSC-STD-01-002 V1-0 FSC用語集に基づく(2009年))

廃棄物(Waste materials)：以下のような利用できない、無用な物質または副産物：

- 化学廃棄物や電池を含む有害廃棄物。
- 容器。
- モーター、燃料、オイル。
- 金属、プラスチック、紙を含むゴミ。
- 放棄された建物、乗り物、道具。

湖沼(河川・溪流を含む)(Water bodies, including water courses)：季節的、一時的および恒常的な沢、小川、溪流、河川、池および湖。川岸または湿地系、湖、沼、泥沼および湧水も含まれる。

水資源の欠乏(Water scarcity)：食料生産、人間の健康、経済発展を制限する水の供給。深刻な欠乏と言える水の量は、1人あたり1年間に1,000立方メートルまたは、供給量の40%超を使用している状態である。(情報源：ミレニアム生態系評価(2005年)。生態系と人類の幸福：政策対応。政策対応ワーキンググループの所見。ワシントンDCアイランドプレス。599ページ～605ページ)

水資源の逼迫(Water stress)：ある期間において利用可能な量を超えた水の需要がある場合、または水質の悪さから利用が制限される場合に起こる。水資源の逼迫は淡水資源の量的(帯水層の過利用、枯れた河川など)かつ質的(富栄養化、有機物汚染、塩化など)な劣化の原因となる。(情報源：国連環境計画。2003年。ゴールド・スタンダード財団に記載。2014年。ウォーター・ベネフィット・スタンダード)

湿地(Wetlands)：陸系・水系間の中間形態地域であり、通常地下水面が表面近くか、地面が浅い水で覆われている。(情報源：Cowarding, L.M., Carter, V., Golet, F.C., Laroe, E.T.. 1979年。アメリカにおける湿地と深海生息域の分類。連邦地理データ委員会。合衆国魚類野生生物局：ワシントン)

ラムサール条約では湿地には干潟、自然の池、湿原、地下水系カルスト、湿草地、泥沼、泥炭地、淡水沼、マングローブ、湖、河川およびサンゴ礁の一部まで含まれる。(情報源：国際自然保護連合。日付なし。国際自然保護連合の定義 - 英語)

労働者(Workers)：公務員および自営業者も含むすべての被雇用者。パートタイムおよび季節労働者も含まれ、肉体労働者、管理者、監督人、幹部、契約社員、自営契

約者、外部委託先を含む、すべての身分や分野の個人が該当する。(情報源：ILO 条約第 155 号 職業上の安全及び健康に関する条約(1981 年))